

湯淺
凡平君

君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如

提出者 野溝傳一郎君

(以上二月十五日提出)

提出者 田中 武雄君
(以上二項十六日提出)

(以上二用十六日提出)

黑鳥、伊白鐵道敷設ニ關スル建議案
是出者
二〇四
乞
文常設二部告

植竹龍三郎君 松岡俊三君

農會法改正促進ニ關スル建議案

提出者 中倉万次郎君
成田 藤吉君
天春 文衛君
脇藤一郎君

荒川上井五郎君
西村丹治郎君
于屋公之助君

野溝傳一郎君

(以上二用十六日撤回)

知縣第五區選出議員波多野喜右衛門君退職

其補闕トシテ加藤絅右衛門君當選セテレ外
云十四田衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ

議席ヲ左ノ通變更セリ

七六
福本
清之輔君
三三八
木檜
三四郎

秀雄
七
五
井上
剛一君
三五八
樋口
大
秀雄
七

耕逸君著
神谷大司馬
彌平

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲

十四日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

年法案外一
戶水 寛人君
吉野小一郎君
宮崎友太郎

望月 政友君 永屋 茂君 山田 永俊

蓮井 藤吉君 花城 永渡君 志賀和多利
佐藤寅太郎君 吉良 元夫君 北山 一郎

横山金太郎君 荒川 五郎君 津原 武

六ノ補闕トシテ野尻彌重郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

一 昨十五日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ
 少年法案外一件委員

委員長 戸水 寛人君 理事 渡邊 永屋 上島益三郎君 昭君	第一 部選出懲罰委員古賀三千人君(吉田磯吉君補闕)	第三 部選出懲罰委員横山金太郎君(鈴木富士彌君補闕)
第六 部選出懲罰委員井上剛一君(清水留三郎君補闕)	第一 部選出懲罰委員板野友造君(渡邊昭君補闕)	第一 部選出懲罰委員古賀三千人君(吉田磯吉君補闕)
○議長(奥繁三郎君) 會議ヲ開キマス、諸問題事項ガアリマス、第五部選出懲罰委員金澤安之助君常任委員辭任ノ申出ガアリマス、許可スルニ御異議アリマセヌカ	○議長(奥繁三郎君) 御異議ナシト呼フ者アリ	○議長(奥繁三郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ許可スルコトニ致シマス、其部ノ諸君ハ速ニ補闕選舉ヲ行ウテ、届出アルコトヲ望ミマス
○森田茂君 議長	○議長(奥繁三郎君) 何デゴザイマスカ、議事進行ニ付テ	○議長(奥繁三郎君) 付キマシテ緊急動議…
○小山松壽君 檻ク簡單ニ御等シタイト思ヒマスカラ、此席ヨリ御許ヲ願ヒマス、一昨日ノ豫算案討議ニ際シマシテ、東武君ノ所論が偶ニ濱口雄幸君ノ政治的立場ニ於キマスル其所見ニ對シ、虛構ノ放言ヲ爲シタルニ對シテ、一身上ニ對スル辯明ノ必要アリトシテ之ヲ壇上ニ陳ブルニ當リマシテ、議長ハ濱口君ノ辯明ハ事討論ニ涉ルモノナリトシテ、其發言ヲ差止メランタノデアリマス、是ガ當日議場ノ紛議ヲ起シマシタ抑、ノ發端アリマス、而シテ此問題ハ、政治家トシテ國家國民ノ爲ニ開陳スベキ所論ガ、偶ニ虛構ノ放言ニ依テ之ヲ傷ケラレルト云フコトハ、斷ジテ政治家トシテ忍アベカラザルコトデアリマス、故ニ今後ニ於キマシテモ、此問題ニ對シテハ十分ニ其解釋ヲ定メテ置ク必要アリト考ヘルノデアリマス、而シテ議長ハ當日本問題ニ付テハ、東君ノ陳述ト濱口君ノ開陳ト速記録ヲ能ク調査シタ上ニ於テ、若シ許スベキ場合ガアルナラバ其發言ヲ許ス機會アルベシトノ御宣言ニナシテ居ルノデアリマス、只今申上ダル通り、本問題ハ將來ニ於テモ重大ナル取扱ヲ爲スベキ前例ト		

○議長（奥繁三郎君） 御答致シマス、議長ハ一身上ニ關スル辯明ノ範圍シテノ辯明ト云フノハ、何レノ場合ニ於テモ、之ヲ許サレルコトニナシテ居リマスカラ許シマスケレドモ、身上ニ關スル行爲ニ付テノ辯明ニ依テ、其方ノ持タレテ居ル所論トカ議論ニ對シテノ辯明ハ、他ノ手續ニ依ラレバ、格別、一身上ニ辯明ト云フ場合ニハ之ヲ差止メル考デアリマス、——一寸一言シテ置キトイコトガゴザイマス、——昨日砂田重政君カラ、退場ヲ命ジタル議員ニ發言ヲ許スコトハ甚ダ感心シナイガ、議長ハ將來トテモ之ヲ許ス考デアルカ、斯ノ如キ先例ヲ作ラナイコトヲ望ムト云フ御尋ニ對シテ、他ノ事ハ御答申上ダマシタガ、此ノ一點ニ付テハ、考慮ノ上御答致シタイト申シテ置キマシタガ、考慮致シマシタ、退場ヲ命ジタル議員ニ發言ヲ許スノハ穩當アナイ、故ニ將來ハ注意シテ許サヌ考デアリマス、尙ホ又スノ如キ先例ヲ將來ニ貽シタクナイト存ジマス
○小山松壽君 只今ノ身上ニ關スル發言ノコトニ對スル議長ノ御答ハ、將來ニ事例ヲ貽ス上ニ於テ甚ダ不明瞭ト解説ニ依ルカト云アコトハ、將來此辯明ヲスル上ニ付テモ、其所論ヲ進ムル上ニ付テモ、重大ナル關係ガアルト云フコトヲ御尋シタノデアリマスカラ、議長ノ只今ノ御辯明ハ要領之ヲ狹ク解釋スルカ、又之ヲ廣ク解釋スルカ、其廣狹何レノ、議論ニ付テハ許サヌ、是ニ明瞭ニ範圍ハ定マシテ居ルト思ヒマス
○小山松壽君 重不テ其辯明ヲ煩ハスコトハ如何カト思ヒマスガ、只今ノ御答デハ私ハ範圍が明瞭ニナラスト考ヘマス、而シテ議長ハ是等ノ問題ニ對シテ、將來重大ナル先例ヲ爲スモノアルカラ、更ニ考慮ノ上、是等ハ各派ニ議論ニ付シテ御研究ニナル御意思ハナイカト云フコトヲ御尋シマス
○議長（奥繁三郎君） 只今其所迄考ヘテ居リマセヌ——
○樋口秀雄君 私ノハ極テ簡單デアリマスカラ此席カラ申上ダマス、曩ニ本議會ノ髣頭ニ當リマシテ、吾ニハ市町村小學校教育費國庫負擔額ノ増加ニ對スル建議案ヲ提出致シテアリマス、爾來日ヲ經ルコト一月有半ニナリマスガ、未ダ上程ニナシテ居リマセヌ、其後各派カラモ同一ノ建議案ガ出テ

居リマス、然ルニ本日マデ同ジク重大事項デハアリマスガ、
地方問題ニ關スル建議案モ續々上程ニナル今日、多年國
民ノ要望デアル此重大ナル建議案ニ付テ御上程ニナラナ
カタノハ、何等カ相當ノ理由アルコト、思ヒマス、其理由ヲ
承リタリ、理由ガナケレバ次ノ會議ニ必ズ御上程ヲ願ヒタ
イ、斯ウ云フ希望デアリマス

○議長(奥繁三郎君) 一寸樋口君ニ御答シマスガ、議長
ノ手許ニ於テハ何等理由ハゴザイマセヌ、議事課ノ方ヲ調
べマシテ速ニ上程スルヤウニ取計ヒマス

○森田茂君 議長

○議長(奥繁三郎君) 森田茂君、アナタノハ書面ヲ以テ
御出シニナシテ居ル決議案デスカ

○森田茂君 詰リ議長不信任案ヲ提出シタイノデアリマス
當不當ヲ定メルト云フコトニナシテ居リマス

○森田茂君 私ノハ不信任案デアリマス

○議長(奥繁三郎君) 森田茂君

○議長(奥繁三郎君) 森田茂君

決議案(議長不信任ノ件)

右成規ニ據リ提出候也

大正十一年二月十六日

提出者 安達 謙藏

外四名

右決議ス

〔森田茂君登壇〕

○小泉又次郎君 議長

○議長(奥繁三郎君) 小泉君、今森田君ニ發言ヲ許シマ
シタカラーノ森田君ノ發言ニ關スルコトデスカ

○小泉又次郎君 只今森田君ノ緊急動議ノ決議案ハ、
其内容ハ議長ニ對スル不信任デアル、斯様ナコトヲ明言サ
レテ居ル以上ハ、議長ハ甚ダ失禮デアリマスケレドモ、御一
身上ニ關スル事デアリマスカラ、先例ニ基イテ其席ヲ副議
長ニ御譲リニナランコトヲ願フノデアリマス

○議長(奥繁三郎君) 實ハ議長モ其考デアリマスガ森田
君提出ノ決議案ニ對シテ日程ガ變更サレマシタラ直ぐ代リ
マス、先づ森田君ノ趣旨ノ概要ヲ述ベラレタ際ニ、日程ヲ變
更サレルヤ否ヤヲ諮詢考デアリマス

〔分リマシタト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 一寸樋口君ニ御答シマスガ、議長ノ手許ニ於テハ何等理由ハゴザイマセヌ、議事課ノ方ヲ調べマシテ、速ニ上程スルヤウニ取計ヒマス

○森田茂君 議長

○議長(奥繁三郎君) 森田茂君、アナタノハ書面ヲ以テ御出シニナッテ居ル決議案デスカ

○森田茂君 詰リ議長不信任案ヲ提出シタイノデアリマス依テ副議長ト代リマスガ、其決議案デアレバ議長ノ所見ノ當不當ヲ定メルト云フコトニナッテ居リマス

○森田茂君 私ノハ不信任案デアリマス

○議長(奥繁三郎君) 森田茂君

○森田茂君 私ハ本月十四日ノ豫算案採決ノ場合ニ於キマスル議長ノ處置、廣ク申シマスレバ、議場ノ整理ニ關シ、又採決ノ方法ニ關シマシテ、議長ノ執リマシタル其處置ナルモノハ甚シキ違法、又甚シキ不當ナル處置デアルト云フコトノ考ノ下ヨリ、其見地ヨリ致シマシテ、議長ニ對シテ不信任ノ決議ヲ致シタイト云フ、意見デアリマス、之ニ付キマシテハ多少其理由ヲ述ベナイト云フト分ラナイコトデアリマスル故ニ日程ノ變更ヲ求メル、即チ緊急動議トシテ之ヲ提出スルコトニ付キマシテ、日程ノ變更ヲ求ムル爲ニ此大要ノ理由ヲ述べテ見タイト思フノデアリマス、吾々ガ……

○議長（奥繁三郎君） 一寸一理由ヲ述ベル際ニ、矢張議長ノ行爲ニ對シテソレドモ御議論モ出マセウト思ヒマスカラ、日程變更前デアリマスケレドモ、此場合議長ハ副議長ト代リマス（ヒヤー）ト呼ヒ拍手起ル

〔奥議長議長席ヲ退キ柏谷副議長代リ著席〕

○副議長（柏谷義三君） 暫ク代リマシテ當席ニ若キマス

○森田茂君（續） 只今申シマシタ趣旨ニ依テ、此日程變更ヲ求メル爲ニ其提案ノ理由ノ大體ヲ説明致シテ見タイト思フノデアリマス、吾々ガ此議長ニ對シマシテ不信任案ヲ提

出致シマスル所ノ理由ハ、大要五箇ノ理由ニ之ヲ分ツコト
ガ出来ルノデアリマス、第一ハ本月十四日ノ豫算案採決ノ
場合ニ當リマシテ、此採決ニ付テ違法ガアル、ソレカラ第二
ハ國務大臣高橋是清君ノ意思表明ニ對シマシテ、議員川
崎克君ガ發言ヲ求メマシテ、議長ハ之ヲ是認シナガラ、之ニ
對シマシテ發言ノ機會ヲ與ヘズニ終シト云フコトガ第二
ノ理由、第三ガ當日ニ於キマシテ懲罰ノ濫用アリシコト、
第四ガ當日議長ガ偏頗ノ事多カリシコト、第五ガ議場
整理ノ能力及議場ノ混亂ノ責任ニ關シマシテ、議長ノ處
置、其信任ノ無イト云フコトヲ私共考ヘル次第ニアリ
マス、第一ノ此表決ニ付キマシテ違法アリト云フノハ、如何
ナル點ニ於テ言フカト申シマスレバ、凡ソ此表決ト云フコト
ニ關シマシテハ、議院法ノ定メル所ニ依リマシテモ、又規則
ノ定メル所ニ於キマシテモ、是ハ最モ公平ニ、又最モ其嚴肅
ニ行ハレザルベカラザルコトハ、是ハ論ヲ俟タザル事ニアリマ
ス、殊ニ此十四日ノ豫算案ノ如キモノハ、十四億圓ヲ突破
致シマスル所ノ大豫算ヲ之ヲ審議採決スルノ場合アリ
マスルカラ、一層ノ注意ヲ要スベキ事ノアルニ拘ラズ、議長ハ
之ガ表決ニ際シマシテ、先づ記名投票ニ依ルコトヲ議場ニ
宣告ヲ致シマシタコトハ、是ハ何人モ争ヒノ無イ所ニアリマ
ス、サウシテ書記官ハ既ニ氏名ヲ點呼致シマシテ、私ノ考へ
所ニ依リマスレバ、無所屬、國民黨、庚申俱樂部ヲ經過
シ、政友會ノ議員諸君ガ數名投票サレ、尙ホ此投票ノ進行
中ニ當リマシテ、議長ハ何ヲ考ヘテマシタカ、突如ト致シマ
シテ前宣言ヲ取消シ、サウシテ起立ニ依クテ之ヲ表決シタイ

ト云フコトヲ満場ニ詰タコトモ、是亦争ヒノ無イ點デアルノアリマス、議長ガ之ヲ院議ニ詰リマシタル場合ニ於テ、贊成ト云フ聲モ起り、又反対ト云フ聲モ起タコトモ明ニ速記録ニ依テ證明スル所ノ事實デアリマス、是ニ於テ其注意セザルベカラザル問題ハ何デアルカト申シマスレバ、議長ガ前致シ、之ニ對シテ反対或ハ贊成ト云フ聲ノ起、タル以上ハ、タト云フ事デアリマス、是ニ至テ私ハ申シマスル違法ト云フコトガ得出來ルノデアリマスルガ、其違法ハドウ云フ點デアルカト申シマスルト、之ヲ既ニ院議ニ詰ルト云フコトヲ宣言致シ、之ニ對シテ反対或ハ贊成ト云フ聲ノ起、タル以上ハ、議長ハ此起立表決ヲ可トスルカ、或ハ否トスルカト云フコトヲ院議ニ詰ラナケレバナラヌ、即チ其表決ヲシナケレバナラヌノデアリマス（拍手）所ガ此表決ヲ爲サナイト云フコトガ即チ違法ノ第一デアリマス、而シテ又議長ハ、最初ニ記名投票ノ宣言ヲバ之ヲ明白ニ取消スト云フコトヲ茲ニ言ハレテ居ルニ拘ラズ、三番目ニ之ニ逆轉致シマシテ、然ラバ宣言通り爲サザル所ノ是ハ宣言デアルト云フコトヲ考ヘマス（拍手）記名投票ニ依テ決シマス、斯ワ云フ事ヲ言々居ル、既ニ取消サレタル所ノ宣言ヲ前宣言通り之ニ依テ決シマスルト云フコトハ、是レ何事デアルカ、總テ規則上、法律上意義ヲアルノデアリマス、又一重氏名點呼ヲ爲シタル部分ガ茲ニ即チ之ガ第二ノ違法デアリマス、サウシテ最初ニ記名投票ト云フコトヲ改メズシテ、更ニ二重ニ氏名點呼ヲ爲シ、又投票ヲ爲シタルト云フ、即チ二重ノ投票ヲ爲シタル部分ガ茲ニアルノ、テアリマス、又一重氏名點呼ヲ爲シタルト云フ事實ガアリマス、斯ノ如キ事ハ違法ノ第三ト致シマシテ當然ノ事デアラウト私ハ考ヘマスソレカラ第四ノ違法ト申シマスルハ、此最後ニ至リマシテ、豫算案ニ對シマスル大口、早速此兩君ノ動議ガ表決セラル、事ト相成シテ、サウシテ、其氏名點呼ヲ終シタ後ニ於キマシテ、尚且ツ國民黨ノ如キ、又我ガ憲政會ノ如キモノハ、議長ガ何ヲ問題ト致シテ茲ニ表決ヲ致シテ居ルカト云フコトガ分ラナカッタノデアリマス、ソレ故ニ國民黨ノ大口君ヨリ致シマシテ、議長ハ何ヲ御宣言ニナリ、何ヲ御表決ニナシテ居ルカト云フ數回ノ問答ヲ重ねマシタ結果、漸クニシテ早速、大口、兩君ノ動議ガ茲ニ表決ノ問題トナツテ居ルト云フコトが明ニナタノデアリマス、是ニ於テ國民黨ノ近藤達兒君ハ、議長ハ再三ノ御宣告ヲ爲サイマスガ、名前ヲ呼ビマセスカラ、投票ガ出來マセスカラ、洵ニ御手數デアリマスルガ、モウ一遍名前ヲ呼直シテ戴キタイト云フコトヲ言シテ居ルノデアリマス、是ハ當然ノ事デアリマシテ、議長ノ宣告ナルモノガ議場ニ徹シナイ、再ビ之ヲ尋ネマシテ氏名點呼ノ終シタル後ニ於キマシテ、斯ノ如キ問題デアルト云フコトノ釋明ヲ致シタル場合ニ於テハ、尠クトモ分ラザル議員ニ對シテハ、氏名ヲ呼上げテ再ビ點呼ヲ爲スカ、更ニ投票ヲ仕直スカト云フ茲ニ手續ヲ執ラナケレバハイケナイト云フコト

ハ當然ノ順序デアルト私ハ考ヘマス、何事ノ議長ハ之ニ對シテ、投票漏ハアラヌカト云フ宣言ノ下ニ於テ、サウシテ國民黨ノ諸君ヲシテ更ニ投票漏ト云フ扱ニ依テ投票セシメタト云フコトハ是レ違法ノ甚シキモノデアラウト、私ハ考ヘ

ル次第アリマス(拍手)斯ノ如ク大要四點ノ違法ヲ算ヘルコトガ出來ルノデアラヌカト云フ考ヘマス、此意味カラ申シマスレバ、此採決ナルモノハ當然無効トナラナケバナラヌモノト私ハ考ヘル拍手「ノウー」無効デアル(「ノウー」)無効デアルト云フコトヲ考ヘマシタカラ、吾ニ於テハ此投票ヲ爲サナカッタノデアリマス、吾ニハ徒ニ採決ノ方法或ハ採決ノ權利ヲ抛棄スルト云フコトハシナイ、不法ナル採決ノ方法デアリマスルカラ、

之ガ採決ニ加ハルコトヲ屑シトシナイ、假令加ハリマシテモ是ハ無効トナルト云フ考ノ下ニ之ニ加ハラナカッタノアリマス(拍手)是レ議長ノ表決ニ關スル所ノ違法ニ非ズシテ何ゾ、

是ダ即チ第一ノ理由デアリマス、第二ノ理由ト致シマシテハ、動議ノ成立致シマシタル場合ニ於テ、即チ討論終結ノ動議が成立致シマシタル場合ニ於テ、國務大臣ガ意思表明ノ爲ニ發言ヲ求メ、而シテ之ガ許サレタ、之ニ對シテ川崎克君トノ間ニ於テ意見ノ相違ガ出來テ來タノデアル、即チ私共ハ其當時聽キ居ル所ニ依リマスルト、川崎君ハ十一年度ノ歲計歲入ノ合計ガ、十二億四千四百万圓デアル、十一年度ハ十二億五千四百万圓程デアル、概算一千萬圓程

ノ減收デアルト云フコトヲ主張サレ、國務大臣ハ之ニ對シテ三千三萬圓ノ增收デアルト云フコトヲ言ハレタノハ、是ハ不都合デアルト云フコトヲ、豫算會議以後ニ於テ引續キ主張サレテ居ルコトハ、是亦述記ニ依テ明ナル所デアリマス、然レバ居ルコトハ、是亦述記ニ依テ明ナル所デアリマス、然

ルニ國務大臣ハ當席ニ於キマシテ、漸次ソレハ所得稅ヲ除外スレバ三千万圓ノ增收ニナルト云フコトヲ言ハレタ、所ガ川崎君ノ意見トシテ、所得稅ヲ除外スレバ三千万圓ドコロ

デナイ、五千四百万圓以上ノ增收ニナルト云フ、豫算ノ數字ノ上ニ於キマシテ重要ナル問題トシテ川崎君ガ再質問ヲ試ミントシタコトモ、諸君御承知ノ通リデアリマス、而シテ議長モ之ヲ是認シテ居ラレルト云フコトハ爭ノナイ事實デアリマスガ、川崎君ガ初カラ發言ヲ求メ、又後ニ發言セントスル場合ニ於テ、議事進行ニ關シマシテ國民黨ノ砂田君、又私ヨリモ申出ガアリマシテ、議事進行ノ事ト此事トが競合致シマシタル爲ニ、砂田君ト私ガ川崎君ヨリ先キニ發言ヲ致シタ順序デアリマスガ、其後ニ於テ川崎君ガ連呼致シテ議長ヲ呼ビマシタケレドモ、總テ是ガ發言ノ機會ヲ與ヘラリ

私ヨリモ申出ガアリマシテ、議事進行ノ事ト此事トが競合致シマシタル爲ニ、砂田君ト私ガ川崎君ヨリ先キニ發言ヲ致シタ二點ニナルノデアリマス、ソレカラ第三ハ懲罰權ノ濫用ト云フコトデアリマス、十四日ノ採決ニ當リマシテ大分混亂ヲ來タシ、演口君ノ發言ヲ禁止致シマシタル爲ニ餘程茲

ニ混亂ヲ致シタ、此場合ニ於キマシテ憲政會ノ三木、中野、木檜、此三君ハ御承知デモアリマスル通り、院内幹事ト致シマシテ、書記官長席若クハ議長席ニ參リマシテ、種々ノ交渉ヲ爲スト云フコトハ今迄ノ慣例ニ於テ認メラレテ居ル所

デアリマス、之ヲ否認スルト云フコトニナリマスレバ、總テ院内役員ノ機能ナルモノハ減殺ナレル譯ニナシテ、シマフノデアリマス(拍手)右ノ理由ニ依リマシテ、三君ガ議長席ノ近クニ在リマスル場合ニ於テ、議長ハ矢庭ニ之ヲ御下リナサイト

言フ、是レ何タル暴言デアリマスルカ、院内幹事ニ對シマシテ斯ノ如キ事ヲ申シマスルノハ、是ハ實ニ私ハ違法ノ甚シキモノデアルト思フ、而シテ退場ヲ命ズルト云フコトハ是亦甚シキ違法デアルト私ハ考ヘル(拍手)斯ノ如キ事ハ即チ議院法ノ精神、或ハ衆議院規則ノ精

神ヲ無視シタルモノデアルト私ハ考ヘマス(拍手)都下ニ於キマスル所ノ新聞紙ハ如何ニ言ウテ居ル(笑聲)三木或ハ中野、サウシテ木檜、此等諸君ニ對シマシテ、來ルベキ普通選舉ニ於テ甚シキ恐ヲ懷イテ、當日ノ會議ニ列席セシメザル爲ニ、斯ノ如ク準備行爲トシテ爲シタルモノデアルト云フコトハ、何レノ新聞ニ於テモ之ヲ讀ウテ居ル(笑聲)三木或ハ

中野、サウシテ木檜、此等諸君ニ對シマシテ、來ルベキ普通選舉ニ於テ甚シキ恐ヲ懷イテ、當日ノ會議ニ列席セシメザル爲ニ、斯ノ如ク準備行爲トシテ爲シタルモノデアルト云フコトハ、何レノ新聞ニ於テモ之ヲ讀ウテ居ル(笑聲)三木或ハ

中野、サウシテ木檜、此等諸君ニ對シマシテ、來ルベキ普通選舉ニ於テ甚シキ恐ヲ懷イテ、當日ノ會議ニ列席セシメザル爲ニ、斯ノ如ク準備行爲トシテ爲シタルモノデアルト云フコトハ、何レノ新聞ニ於テモ之ヲ讀ウテ居ル(笑聲)三木或ハ

中野、サウシテ木檜、此等諸君ニ對シマシテ、來ルベキ普通選舉ニ於テ甚シキ恐ヲ懷イテ、當日ノ會議ニ列席セシメザル爲ニ、斯ノ如ク準備行爲トシテ爲シタルモノデアルト云フコトハ、何レノ新聞ニ於テモ之ヲ讀ウテ居ル(笑聲)三木或ハ

中野、サウシテ木檜、此等諸君ニ對シマシテ、來ルベキ普通選舉ニ於テ甚シキ恐ヲ懷イテ、當日ノ會議ニ列席セシメザル爲ニ、斯ノ如ク準備行爲トシテ爲シタルモノデアルト云フコトハ、何レノ新聞ニ於テモ之ヲ讀ウテ居ル(笑聲)三木或ハ

中野、サウシテ木檜、此等諸君ニ對シマシテ、來ルベキ普通選舉ニ於テ甚シキ恐ヲ懷イテ、當日ノ會議ニ列席セシメザル爲ニ、斯ノ如ク準備行爲トシテ爲シタルモノデアルト云フコトハ、何レノ新聞ニ於テモ之ヲ讀ウテ居ル(笑聲)三木或ハ

中野、サウシテ木檜、此等諸君ニ對シマシテ、來ルベキ普通選舉ニ於テ甚シキ恐ヲ懷イテ、當日ノ會議ニ列席セシメザル爲ニ、斯ノ如ク準備行爲トシテ爲シタルモノデアルト云フコトハ、何レノ新聞ニ於テモ之ヲ讀ウテ居ル(笑聲)三木或ハ

中野、サウシテ木檜、此等諸君ニ對シマシテ、來ルベキ普通選舉ニ於テ甚シキ恐ヲ懷イテ、當日ノ會議ニ列席セシメザル爲ニ、斯ノ如ク準備行爲トシテ爲シタルモノデアルト云フコトハ、何レノ新聞ニ於テモ之ヲ讀ウテ居ル(笑聲)三木或ハ

中野、サウシテ木檜、此等諸君ニ對シマシテ、來ルベキ普通選舉ニ於テ甚シキ恐ヲ懷イテ、當日ノ會議ニ列席セシメザル爲ニ、斯ノ如ク準備行爲トシテ爲シタルモノデアルト云フコトハ、何レノ新聞ニ於テモ之ヲ讀ウテ居ル(笑聲)三木或ハ

(此時發言スル者多シ)

○副議長(柏谷義三君) 静ニ……

○森田茂君(續) 之ニ對シマシテ、議長ハ何等ノ處置ヲ執ラナイ、又黒住成章君ハ此議場ノ右側ニ於キマシテ、中野寅吉君ヲ氣絶セシメタ事實ガフル(「ノウー」)拍手笑聲

起ル(笑)ヒ事デハナイ、山口某ハ中野寅吉君ノ胸倉ヲ取テ、之ヲ押除ケヤウト致シタノアル、斯ノ如キ鬪行ニ對シマシテ、議長ハ目ノ當リ之ヲ見テ居ルニ拘ラズ、何等適當ノ處置ヲ執ラテ居ラヌト云フコトハ、是レ偏頗ニ非ズシテ何ゾ、既

ニ今日ノ如ク議員ガ言論ヲ離レテ直接行動ヲ執リ、彼ノ柔道何段ト云フヤウナコトヲ以テ却テ得々トスルヤウナ時代ガ參リマシテハ、吾ニ此議會政治ノ將來ト云フコトニ付

キマシテモ、甚ジク憂慮ヲ懷カシケレバナラヌト思フノデアリマス、然ルニ議長ノ處置ハドウカト申シマスレバ、斯ノ如ク全ク不當ナル偏頗ノ處置ヲ執ラタニ云フコトハ争フベカラザル事實デアル(拍手)事實ハ争フベカラザル餘地ガナ、第五ハ議場整理ノ能力、議長ハ議場整理ノ能力ヲ缺イテ居ルモノデアルド考ヘル、演口君ノ演説ヲ中止セシメタコトガ即チ既ニ議長ノ偏見デアル之ガ即チ原因トナリマシテ、議場ガ混亂ニ陥ラニ拘ラズ、議長ハニ對シテ何等適當ノ處置ヲ執ラテ居ル整理ヲ爲スコトガ出来ナカッタコトモ事實デアル、今迄ナイ所ノ鬪行ヲ來シテ、議員ノ或者ハ鐵拳ヲ以テ他人ヲ殴り、又人ヲシテ氣絶セシムルト云フヤウナコトモ事実デアル、今迄ナイ所ノ鬪行ヲ來シテ、議員ノ或者ハ鐵拳ヲ以テ居ル、斯ノ如キ鬪行ヲ攻テ致シマシテ、直接行動ヲ執ルト云フコトニ至リマシテハ、將來ノ此議場ハ或ハ犬殺シ、牛殺シシテ居テ居ルノデアル、且シ之ニ對シテ相當ナル處置ヲ執ラナイト云フニ至リマシテハ、私ハ此議長ノ下ニ晏如トシテ居ルコトガ出来ナイモノデアルト云フコトヲ申上ダテ決シテ過言デナイト思フ、以上申シ整理ノ能力ヲ缺キ、議場ニ於テ暴力鬭行ヲ敢テセシメテ、尙且シ之ニ對シテ相當ナル處置ヲ執ラナイト云フニ至リマシテハ、私ハ此議長ノ下ニ晏如トシテ居ルコトガ出来ナイモノデアルト云フコトヲ申上ダテ決シテ過言デナイト思フ、以上申シコトヲ切ニ希望スル次第アリマス、諸君ノ御賛成ヲ求メマス(拍手發言スル者多シ)

○副議長(柏谷義三君) 静ニ――只今森田君ニ依テ說

明セラレマシタ、安達君外四名ノ御提出ニナリマシタ決議案ハ、只今ノ森田君ノ説明ヲ承リマシテモ、全然議長ノ不信任案ヘ先例ニ依リマシテモ、日程ノ變更ヲ要シナインデアリマス、故ニ此案ハ別段日程變更ノ手數ヲ取リマセヌデ、直ニ之ヲ議題トシテ而シテ、只今ノ森田君ノ説明ヲ以テ趣旨辯明ニ代へタラ如何デマリマセウカ

〔「異議ナシト呼フ者アリ」〕

○副議長(柏谷義三君) 左様御承知ヲ願ヒマス、ソレデハ本案ハ議題トナリマシタ、質疑ノ通告ガアリマス、西村丹治郎君

〔「登壇」登壇ト呼フ者アリ〕

○西村丹治郎君 簡單デスカラ此席カラ申上ゲマス
私ハ提案者ニ對シテ御尋ネ致シタイコトガアリマス、私共モ去十四日ノ豫算會議ニ於ケル議長ノ處置ニ付テハ、頗ル遺憾ヲ感ズル者デアリマス、併ナガラ只今森田君ノ述ベラレマシタ如ク、當日ノ豫算案ハ其決議無効ナリトモ信ズル者デハアリマセヌ、確ニ有效ナリト吾々ハ信ジテ居リマス(拍手)又當日ノ議長ノ處置ニ付テハ頗ル遺憾ト感ジマスケレドモ、其進退ニマデ論及スルノハ如何カト考ヘルノデアリマス(拍手)只今森田君ヨリ提出サレタル決議案ノ本文ト、又只今森田君ノ御説明ニナタ所トハ餘程ノ距離ガアルト思フノデアリマス(拍手)此決議案ニ於キマシテハ注意ヲ喚起スルノ決議トモ、警告的ノ決議トモ見エマス、然ルニ只今ノ御説明ニ依ルト全然議長ノ不信任案デアル、斯ウ云フ事ヲ申サレタノデアリマス、故ニ私共ハ此決議案自體ト只今ノ御説明トノ間ニ大變距離ガアリマスカラ、此性質ヲ明白ニ提案者ニ質シテ置キタイト思ヒマス、即チ本決議案ハ全ク議長ノ不信任ヲ表明セラル、モノデアルヤ否ヤ更ニ提案者ニ質シタインデアリマス

○森田茂君 是ハ最初ニ發言ヲ求メマスル場合ニ於テモ、明ニ議長不信任案デアル、斯ウ云フ事ヲ申上ゲマスルシ、又只今私ガ演壇ニ立ダタ勢頭ニ於テモ、其事ヲ申上ゲテ居リマス、尙ホ説明ノ中ニ於キマシテモ、明ニ議長ノ不信任案デアルト云フコトヲ表明シテ居ルノデアリマス、唯此決議案ノ中ニ於キマシテ、或ハ文字ニ拘泥スルト云フトモウ一步手綴イデハナイカト云フ御非難ガアルカモ知レマセヌガ、私共ノ考デハ是レ以上言ハナクトモ、議長ノ不信任ナルモノハ十分此決議ノ文句ニ依テ表明セラルベキモノデアラウト信ジマス、ドウカ左様御諒解ノ上デ御賛成アラムコトヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(柏谷義三君) 是ヨリ討論ニ八リマス、通告ニ依テ發言ヲ許可致シマス、鶴澤總明君

○鶴澤總明君（帝國議會ニ於テ議長ノ不信任ト云フコトハ、容易ナラザル次第アルト存ズルノデアリマス、ソレ故ニ苟モ吾ヒノ選舉致シマシタ議長ヲ信任セズト云フ議ヲ爲ス場合ニ當リマシテハ、十分ナル理由ヲ具ヘマシテ、議場ノ全體ガ之ヲ容ル、ト云フカ如キニアラズ、ソレ容易ニ出スベキモノデナイト考ヘルノデアリマス（拍手）然ルニ憲政會ノ諸君ガ御出シニナリマシテ、只今森田君ノ説明スル所ニ依リマスレバ、決議案ノ文章ニハ西村君ノ御質疑ノアリマシタヤウニ、唯議長ノ措置ガ失當アル、斯ウ云フノニ過ギナイノ拘ラズ、茲ニ森田君ノ述ペラレマシタ所ハ不信任アルト職責ヲ行ハシメマス以上ハ、議長ニ對シテ相當ノ權限ヲ與ル所ハ、何レモ議長ノ權限内ニ於ケル其意見ニ對スル反対ニ過ギナイノデアル（拍手起り又「ノウ！」ト呼フ者アリ）キモノハ、議長一人ニ依リテノミ出來ルモノデナイ（ヒヤー）凡ソ衆議院ノ規則ニ於テモ、議院法ニ於テモ、議長トシテノ拍手我ガ帝國議會始マッテ以來、幾多ノ人格者幾多ノ名議長が現レテ居ルノデアリマスケレドモ、是等ノ人が假令議場ニ騒擾ヲ來スコトガアルノデアル、是ハ直ニ議長其人ニ責任ガ無イ、或ハ議長其人ガ不公平デアルトハ斷ジ得ラレナインデアリマス、森田君ノ述べラレテ居ル所ノ此五箇ノ理由、理由五ツ述ベラレル所ハ大變色々缺點ガアルヤウデアリマスルガ、凡ソ不信任ノ如キモノハコンナバラ彈ヲ五ツ並べル必要ハナイ（拍手）若シ不信任ト云フヤウナ事ガアルナラバ、唯、一箇條ヲ以テ事足ルノデアリマス（ヒヤー）拍手然ルニ此第一ヨリ第五マデニ述ペラレテ居ル所ノモノハ、何レモ議長が其職務ヲ行フニ當リマシテ、議長ノ職權ノ解釋ニ對スル反対ニ過ギナイノデアル、斯ノ如キ場合ハ幾ラモ有リ得ベキ事デアリマシテ、殊ニ豫算ニ對シテ森田君ノ言ハル、ヤウニ十四億盡シ、國家ノ豫算ニ對シテ森田君ノ言ハル、所ノ諸君、賛成セラル、所ノ諸君カラ見テ、不満足ノ點ノアルコトハ是ハ免れ得難イ所デアリマス、ソコデ吾ヒノ假ニ當局ノ議長ノ措置アル、此場合ニ於テ議場整理ヲ行フコトニ於テハ、議長ガ餘所、議長ノ善意ノ所カラ出タル不満足デゴザイマシテ、（ノウ）ノウ」之ヲ以テ到底議長不信任ノ材料トスルニ足ラノイト信ズルノデアリマス（拍手）吾ヒハ此大綱ヲ取テ未ダ議長ヲ信任スベカラザルモノトハ認メナイノデアリマス、議長ヲ信任スル以上ハ、森田君ノ此巨細ノ小サイ事柄ニ對シテ敢テ反

〔井上剛一君登壇〕

〔教へテ貰フカ」下呼フ者アリ〕

○井上剛一君 教へテハ貰ヒマセ（笑聲起ル）如何ニモ
議場ガ御靜ナインデ、中西君ノ御尋ニナル範圍ガ私ニハ
分ラナカタ、ソレデ同僚ニ聽イテ居タノアル、私モ三十年

來法律事務ヲ執シテ居ル男デアリマス（笑聲）僅カノ事ニ踏

西川嘉門君ニ對スル懲罰事犯ノ動議ヲ提出致シマシタコ

トハ、既ニ諸君ハ速記録デ御承知ノコトデアラウト思フノア

アル、現ニ先刻議長不信任ノ問題ノ際ニモ、國民黨ヲ代表スル湯浅凡平君ノ御演説中ニ於テモ、十四日ニ於ケル西川嘉門君ノ殴打ノ事實ヲ公言シテ居ルデハナイカ、而シテ又春日君ノ只今ノ辯明ニ依リマシテモ、俺ハ男デアルカラ事實ニ於テ、此議場内ニ於テ、西川嘉門君ガ議員三木武吉君ヲ殴打シトノ事實ヲアルト御諒解ヲ乞フ（拍手）

○小泉又次郎君 議長——議長

○議長（奥繁三郎君） 小泉君

○清瀬一郎君 議長

○議長（奥繁三郎君） 小泉君

〔懲罰ト呼ヒ、其他發言スル者多シ御聽キナサイ——取消命令ナルモノハ官報ノ速記ニ取消ヲ命ズルノアル、ソレ故ニ議長ノ命令ノ效果ハ必ズ現實サル、コト、信ジマス

〔ノウ——何ヲ言フカ』議長横暴「黙レ」ト呼フ者アリ議場騒然〕

〔議場騒然〕

〔清瀬一郎君登壇〕

議員春日俊文君ヲ懲罰委員ニ付スルノ動議

〔清瀬一郎君登壇〕

議長（奥繁三郎君）茲ニ通告ガアリマス：

○清瀬一郎君 諸君——諸君、茲ニ私ハ議員ノ春日俊文君ニ對シ懲罰ノ動議ヲ提出シマス（ヒヤ）『賛成』ト呼フ者アリ、拍手起ル（同君ハ議員一人ニ對シ匹夫ト雖モ口ニスベカラザル言ヲ口ニシ、且又議長ノ取消命令ニハ應ゼザルコトヲ表明シタモノデアリマス、私共ガ議長ノ不信任ノ事柄デアルカ、ナドト云フコトハ問題デハナイ、即チ議事審議中ニ於テ、此議場内ニ於テ、西川嘉門君ガ議員三木武吉君ヲ殴打シトノ事實ヲアルト御諒解ヲ乞フ（拍手）

○小泉又次郎君 議長——議長

○議長（奥繁三郎君） 小泉君

○議長（奥繁三郎君）諸君——静肅ニ——議員中野寅吉及金澤守之助君ニ對スル懲罰委員ニ付スルモ動議ガ

吉君及金澤守之助君ニ對スル懲罰委員ニ付スルモ動議ガ

ニ議長ノ命令ノ效果ハ必ズ現實サル、コト、信ジマス

〔ノウ——何ヲ言フカ』議長横暴「黙レ」ト呼フ者アリ議場騒然〕

〔議場騒然〕

議員中野寅吉君金澤安之助君ヲ懲罰委員ニ付スルノ動議

〔議場騒然〕

議員中野寅吉君金澤安之助君ヲ懲罰委員ニ付スルノ動議

〔議場騒然〕

議長（奥繁三郎君）茲ニ通告ガアリマス：

○熊谷直太君 諸君、此神聖ナル所ノ議場ニ於キマシテ、

頻繁ニ懲罰事犯ノ繰返サル事ハ、本員ノ衷心ヨリ遺憾ト

スル所デアリマス、而シテ今茲ニ本員ガ中野寅吉君、金澤

安之助君ノ兩議員ニ對シマシテ、懲罰事犯ノ辯明ヲ爲ス

云フコトハ沟ニ遺憾ノ極ミデアリマス、諸君二月十四日ノ

本會、吾々衆議院議員トシマシテハ、最も重要ナル所ノ大

豫算案ノ終末ニ於キマシテ、議長ガ此案ノ採決ヲ爲スニ當

リマシテ、中野寅吉君ハ如何ナル理由アリテカ、此演壇ノ右

方ニ立タレマシテ、議長ノ命ニ依テ採決ニ加ハルベク此壇

下ニ來リシ所ノ議員黒住成成章ノ投票行使ヲ妨害セラマ

シタ事實上云フモノハ、衆人環視ノ裡ニ行ハレマシテ、明々

白々ノ事實デアリマス（拍手）又議員金澤安之助君ハ議長

ノ命ニ依リマシテ、氏名點呼ヲ爲シテ居リマシテノ衆議

院屬官江川芳光君ガ、此壇上ニ於テ氏名點呼ヲ爲シ、

アリシモノヲ、如何ナル理由ニ依リテカ、其權利ノ行使ト云

モノヲ妨害シタルノミナラズ、更ニ此議壇ノ右側ニ於テ守

護佐藤茂作君ト云フ者ヲ壇上ヨリ壇下ニ突落シテ行爲ガ

アツクアリマス（拍手）其行爲ハ繰返シテ申ス迄モナイ、

皆サンノ——衆目ノ見ル所ノ眞中ニ於テ、公々然トシテヤ

ラタ所ノ行爲デアリマシテ、更ニ一點ノ疑ヲ容レヌ所ノ行

爲デアリマシテ、拍手今更茲ニ改メテ申上ゲル迄モナイ、議

員ガ議案ニ對シテ採決權ヲ行フト云フコトハ、議員ノ最モ

重要ナル所ノ權利ノ一ツデアリマシテ、吾々議員ガ國民ニ

對スル所ノ重大ナル所ノ義務デアリマス（拍手）殊ニ況ヤ當

日ハ洵ニ重大ナル豫算案即チ我ガ衆議院ガ憲法上先議

權ヲ有スル所ノ重大ナル所ノ豫算案ニ對シテ採決權ヲ決定

スル其當日デアリマス、此場合ニ於キマシテ悲シイ哉、議員ニ

中野寅吉君、議員金澤安之助君ハ前申上ゲル所ノ行爲ヲ

爲サレタト云フコトハ返ス——モ遺憾ノ次第デアリマス、吾々議院ノ歴史ヲ詳シ承知ハシマセヌケレドモ、議院政

治始テ以來、即チ我ガ帝國議會始テ以來、種々ナル所ニ

葛藤ヲ此議場ニ於テ見ルコトヲ得タノアリマスガ、併ナ

ガラ議決權ヲ行使スル投票行使ト云フヤウナ重大ナル案

件ニ對シマシテ、妨害ヲ加ヘラレタルコトハ未ダ曾テ無イノ

デアリマス（拍手）吾々ハ沟ニ議員中野君、議員金澤君ニ

熊谷君ノ健忘デアリマスルカ、御忘レニナタコトデアラウト思フノアリマス、此壇上ハ洵ニ惡ルイ歴史ヲ殘シテ居ル所ノ壇上デアリマシテ、何デモ第三十七議會ノ場合ニ於テ、大臣相ガ演説ヲスル場合ニ當ツテ、政友會ノ諸君ガ之ヲ引仰サウト致シマシテ、首相ニ暴行ヲ加ヘタ事實ハ實ニ明カナコトデアリマス（拍手）其當時ニ於キマシテ、私ハ懲罰委員長ト致シマシテ、今世ニ時イク所謂閣下級ニ居リマス諸君ヲモ懲罰ニ付シタ事實ガアリマス、又院内ノ重要ナル地位ニ居リマス所ノ人ニ對シマシテモ、サウ云フ懲罰事犯ニ付シタ事實ガアリマス、是等ノ事實ハ洵ニ吾々ガ與黨ノ諸君ガ傳統的ニ粗暴性ヲ帶ビタモノアルト云フコトヲ物語テ餘リアルト思フノアリマス（拍手）斯ノ如キ人ニ對シテ、斯ノ如キ風潮ノアル場合ニ於キマシテ、苟モ此議會ニ於テ暴行ヲ加ヘ、人ヲ昏倒セシメ氣絶セシムルガ如キ態度ヲ執ル者ニ對シマシテハ、氣絶セシムルガ如キ態度ヲ執ル者ニ對シマシテハ、非常キ處罰ヲ以テ臨マタケレバナラスト云フコトハ當然ノ事アリマス、之ニ對シマシテハ恐ラク何人モ異議ハアルトイト思フノアリマス、斯ノ如ク危險性ヲ帶ビタル人が、此議場ニ於テ度ニ現レルト云フニ至リマシテハ、之ヲ根絶スベク吾々ハアリマス、此議場ニ於キマシテ、現ニ私ノ只今申シマシタル事例ノ場合ニ於テ、議長席ノ後へ行²テ烏田議長ヲ引張リ下サウトシテ椅子ヲ搖ツタ者ガ、此議席ニマダ殘シテ居ルコトヲ認メマス、現ニ其當時ニ於キマシテ、今親任待遇ヲ受ケテ居ル人が議長席ニ行²テ、島田君ヲ壁ニ押付ケテ居タル事例モアルノアリマス、斯様ナコトデ粗暴性ヲ帶ビタル與黨——政友會カラ多クサウ云フ事ヲ致シマスル者ニ對シテハ、吾々ハ相當ノ嚴罰ニ處分シテ此禍根ヲ絶タナケレバナラヌ、是ハ社會的意味ニ於テモ必要デアルト云フコトヲ感ジマス、此意味ニ於キマシテ私ノ動議ニ對シマシテハ、皆様ノ御贊成アランコトヲ希望致シマス

○黒住成章君登壇

只今上程セラレテ居リマスル私ニ對スル懲罰事犯ニ付キマシテ、私ノ當日執リマシタコトヲ總て辯明致シマス、若シ私ニ責アリト致シマシタナラバ、其責ヲ辭スルモノデハナイノアリマス、御清聽ヲ願²テ公正ナ御判断ヲ得タイト存ジマスル、當日豫算討議が終了致シマシテ、議長ハ記名投票ニ決スル旨ノ宣告ガアリマシタ、而シテ豫算返付論ニ賛成ノ者ハ白票、之ニ反対ノ者ハ青票ヲ投ズヘキ旨ノ宣告ガアリマシタ、續イテ例ニ依リマシテ氏名點呼が始マリマシタ、私ハ私ノ點呼セラレルマデ注意シテ待²テ居リマシタ、御承知ノ如ク當日ハ無所屬ノ人ニハ大分缺席ガコサイマシタノデ、丁度私が最初ニ立ツヤウニ相成²タノアリマスサウシテ投票スペク青票ヲ右手ニ掲ゲマシテ、此壇ノ上ヨリ

二ツ目マデ上リマシタ、サウ致シマスト、中野寅吉君ガ此壇上ニ大手ヲ擴グマシテ、來チヤイカヌ、斯様ニ言明サレタノアリマス、私ハ之ニ對シマシテ投票權ノ行使ダ（議場騒然）御聽キ下サイ、事實ヲ事實トシテ御聽キラ願ヒマス、投票ニ來タノアルカラ、ドウカ其ソラ除ケテ吳レト申シマシタ、イカヌ——上²テハイカヌトスワ申シマス、一體アノ人ハ逆上性ノ人デアリマスカラ、特ニ私ハ青票ヲ示シテ投票スルノダカラ其所ヲ除ケ、妨害ヲスルナト言ヒ、而シテ更ニ此私ハ此一段目ニ上リマスト、同君ハ兩手ヲ以テ私ノ肩ヲ強ク押シ、ニ私が後へ落チント致シマシタカラ、私ハ右手デ此欄干ヲ握²タノデアリマス、同時ニ（青票ハドウシタ「下呼フ者アリ」）右手ニ青票ヲ持テ握²タノアル、サウシテ中野君ハ其押シタ手ヲ離シマセヌカラ、私ハ左手ヲ以テ中野君ノ肩ノ所ヲ押シ、暴行ヲスルナト言ヒマシタ所ガ同君ハ其押シタ手ヲ離サズ色ニ暴言ヲ吐キマスルカラ、私ハ之ニ對シマシテ投票權ノ行使ハ議員ノ重要ナル權利タルト同時ニ義務トシテ大切ナモノト信ジ、投票ノ行使ヲ何故妨害スルカト言ヒ、之ヲ排除致シマシタ、即チ先程ヨリ雙方突張合²テ盡力ヲ極メテ同君ノ肩ヲ押シ切²テ壇上ニ上リ、幸ウジテ投票ヲ行ヒ直ニ壇下リタル次第デアリマス、之ガ事實ノ全部デアリマス（議場騒然）少シク御聽キラ願ヒタ、私ハ憲政會ト雖モ敬意ヲ表シテ居ル諸君が多々アルノアリマス、當時此壇上ニ森田君ガオサテニナタコトヲ私ハ認メマシタ、甚ダ遺憾ニ感ズルコトデ茲ニ一言辯明トシテ申シマス、議會政治ニ於キマシテ暴行ヲ以テ議員ノ採決權ノ行使ヲ妨害スルト云フコト程危険ナコトハナイアリマス、斯クテハ憲法政治ノ破壊デゴザイマス、院内總務ノ責任ヲ持テ居ラマスル所ノ森田君が眼前中野君ガ爲セル最モ重大ナル投票權行使ノ妨害ヲ阻止スルコトナク傍観サレテ居タト云フコトハ多年立憲政治ノ向上ニ努力サレテ居ル森田君ノ爲ニ實ハ私ハ遺憾千萬ニ存ジマス、其様ナ暴行ヲ差止メ貴要ナル投票ヲナサシテコソ總務トシテ相應シク、又立憲政治家トシテノ態度デアラネバナラスト思フノアリマス、然ルニ事茲ニ出デザリシハ同君ノ政治家トシテノ信條ニ對シ疑ナキ能ハズアリマス諸君法國ノ特長ハ秩序ノ保持ガ根本デアリマス、即チ規律亂ダル、儘ニ放任サル、トキハ憲法政治ハ破壊サレタルモノアリマス、其秩序ノ保持ニハ勿論各自法令ニ從フ義務即チ自省心ガ最モ必要ナルコトハ申スマデモナイコトデアル、ソレ故ニ公務ノ執行ニ對シテハ總テノ場合強ク確保サレテ居リマス、刑法ニ於テ公務執行妨害ノ罪ヲ認メ選舉ニ關シテモ投票ノ妨害即チ自由意思ヲ妨害スル者ガアリバ、之ニ選舉罰ヲ以テ罰スベク規定シテ居リマスル、議院君ニ對シテ暴行ヲナシマセヌ、同君ノ暴行ニヨル投票妨害ヲ排除シタニ過ギマセヌ（拍手）

○議長（奥繁三郎君）山口義一君

〔山口義一君登壇〕

二五三

○山口義一君 只今私ニ對シマシテ徵罰ノ動議ガ提出致
サレマシタカラ、一言辯明ヲ致シタ伊心得デアリマス、一昨
日議長ハ豫算案ニ討議ニ對スル終結ノ可否ノ採決ニ付
テ、記名投票ヲ致スペク宣言致サレタノデアリマス、「其宣言
ニ從テ黒往成章君ヲ先頭ニ我ガ政友會ノ議員ガ投票權
ヲ行使致シマスルガ爲ニ、此階段ニ登ツテ參ッタノデアリマ
ス、其時ニ既ニ中野寅吉君ハ壇上ニ在リテシテ、而シテ將ニ
登リ來ラントスル所ノ黒往成章君ニ對シ、腕力ヲ以テ投票
權ノ行使ヲ妨害致シタノデアリマス、只今森田君ハ中野君
ハ妨害シタノデハナイト申サレマシタガ如何ニ驚タノ烏ト言ヒ
クルメテモ、天下萬衆皆之ヲ認メテ居ルノデアリマス、投票
權ハ申上ゲルマデモナク、議員ノ神聖ナル權利デアリマス、
假令議員各自ノ有スル投票權ハ一票デアリマシテモ、此背
後ニハ數万ノ國民ガ存在スルノデアリマス(ヒヤー)、而シ
テ更ニ之ヲ抽象的ニ申シマスレバ、此一票ノ投票權ノ背後ニ
ハ六千万國民ノ運命ガ潛ンデ居ルノデアリマス(拍手)而シ
テ此事故ハ豫算先議權行使ノ場合ニ此起ツタノデアリマ
ス、豫算先議權ハ衆議院ニ於ケル貴重ナル權限デアリマス、
此豫算先議權ヲ行使スル場合ニ、此投票權ヲ行使スル場
合ニ當ツテ、中野寅吉君ハ之ヲ妨害致シタノデアリマス(妨
害ハシナイト呼フ者アリ)故ニ私ハ此場合ニ於テ良心ノ發
動ト致シマシテ、之ヲ消極的ニ其妨害ヲ排除致サント致シ
タノテアリマス、申上ゲルマデモナク、投票權ノ行使ニハ其内
容ニ於テ當然其投票權ヲ完全ニ遂行セシムベキ權能ガ保
有サレテ居ルモノト考ヘマス(ヒヤー)即チ換言スレバ此投
票權ヲ滯リナク遂行ゼンガ爲ニ、必要ナル消極的方面ノ權
能ガ保有サレテ居ルモノト考ヘルノデアリマス(其通り)
ト呼フ者アリ)決シテ積極的ニ毆タリ、打ッタリ、突イタリ、
左様ナル積極的ノ攻撃ヲ致シタコトハナイノデアリマス、以
上ハ一昨日私ガ執リマシタル行動デゴザイマス、其是非ノ
判断ニ付キマシテハ、皆様ノ公平ナル判断ニ仰グ次第ア
リマス(拍手)
○議長(與繁三郎君) 荒川五郎君ヨリ一身上ノ件ニ付、
辯明ヲ致
〔荒川五郎君登壇〕

○議長（與繁三郎君）　荒川君一身上ノ辯明ニ限リマス
○荒川五郎君（續）　議長ノ言ハル、通りニ、私ノ一身上ノ
辯明ヲ致ス前提トシテ、是ダケノコトハ申ス必要アリト認メ
タノニアリマス、併シ多クハ申シマセヌ、議場ノ皆サンモ傍聴
人モ天下ノ人ハ此大事ノ問題ニ十分ノ所論ヲ盡サシメズ、
壓制脅迫ノ結果ガ茲ニ破裂シクト云フコトハ、天下ノ認メ
テ居ルノアリマス（拍手）シテ見マスレバ、大體ニ於ア此責
任ガ誰ニアルカト云フコトハ明カデアリマセウ、言論壓迫ノ
結果ガ茲ニ及シダノアリマス、隨テ其結果ト致シテ議長ヨ
リ氏名點呼ヲセラル、ニ當リ、又我黨院内ノ役員ヨリ議長
ニ向テ交渉スル、其交渉ハ結了ニ至ラナイノアリマス、其
際ニ尙テ政友會ノ諸君ハ白票ヲ持テ出ラレタカラ、其所
ニ此意見ノ違ガ起キタノアリマス、而シテ「青票ダ」違シテ
居マスミト呼フ者アリ御聽キナサイ、諸君ハ聽カナクトモ
私ハ言ハナケレバナラヌ、其代リ諸君ガ聽クマデハ待タナケ
レバナラヌ、ドウデスカ（此時發言スル者多シ）何時デモ投票
ノ度毎ニ政友會ノ人ハ是ダート言ウテ振廻ハサレルノヲ、
青票デハ分ラスト思ッテ青イ青票ト解釋シテ上ダタノダ（笑
聲起ル）アレデ大抵分ルダラウ、何時デモ見立モナイ、札ヲ
上げテカラン、苟モ議員タル者ガ何レガ白イカ青イカ位ガ分
ラヌ筈ハナイノニ、見立モナイ札ヲ振廻ハサレルカラ、ソレダ
カラ青イ位ハコトヲ附加ヘテ置カナケレバ分ラスト思フ、諸
君ハ——其際ニ方テ演壇ニ在ラタ中野寅吉君ノ所ニ黒住
成章君ガヤツテ來ラレテ、サウシテ二人ノ間ニハ雙方ニ大分
喧合ガアタノアリマス、其事ヲ私ハ見テ居ルノアリマス、
昨年支那ニ行キマス時分ニハ黒住君ト私ハ共ニ行キマシ
タ、サウシテ黒住君トハ別シテ心易イノアリマス、渡支議
員中デモ最モ關係ガ厚クテ、心易カッタノアリマス、其黒住
君ガ中野君ト此演壇ニ於テ非常ニ喧合ヲヤタ、私ハ自分
ノ議席ヨリ能ク注意致シテ見テ居タノアリマス、然ルニ
新聞ニ出テ、黒住君ノ如キハ私ハ温厚ノ君子ト思ウテ居
ハ新聞ニモ君ノ名前ガ主ニ出テ居ル中野君ト奮闘致シタ、
ソレガ新聞ニ現レタト云フコトハ甚ダ氣ノ毒デアル、斯ウ云
フ事ハ私ハ確ニ申シタノアリマス、其喧合ヲヤタノガ多ク
ハ甚ダ遺憾ト思フ、其事ガ黒住君デアルト云フコトガ新聞

○議長、忠繁三郎君
○田中萬逸君(續)
然ト一ヲ爲セル君民
ス、忠君愛國ノ政
室ヲ尊崇スルト云フ
コトヲ私ハ重ネテ申
中心主義ヲ標榜セラ
君ハ常ニ勅語ナドヲ
テ、皇室ノ尊嚴ヲ冒
トハ、我議院ノ名譽
手)世道人心ニ…

我立憲政治ノ眞髓ト云フモハ済同治ノ政治アルト私ハ確信ヲ致シテ此自治、皇室中心ノ政治、而シテ此自コトハ、立憲政治ノ根抵アルト云フ。スノデアリマス(拍手)然ルニ平素皇室ノセレ、口ニセラル、所ノ政友會、而モ龍野君三体引用サレテ御演説ナサレル龍野君ニ依瀆スルガ如キ行爲ニ出ラレタト云フ。大ナルハナク(拍

本法ニ依リ初ア議員ヲ選舉スルニ必要ナル選舉人
名簿ニ關スル期日又ハ期間ニシテ本法ニ依リ難キモノ
ハ勅令ヲ以テ別ニ之ヲ定ム但シ其ノ選舉人名簿ハ次
ノ選舉人名簿確定ノ日迄其ノ效力ヲ有ス
北海道參事會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ本法施行
ノ際急施ヲ要スルモノハ其ノ成立ニ至ル迄ノ間北海
道參事會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ本法施行
送廳長官之ヲ行フ
北海道會又ハ北海道參事會ノ議決ヲ要スル事項ニ
テ從前ノ規定ニ依リ北海道廳長官ノ爲シタルモノハ
本法ニ依リ北海道會又ハ北海道參事會ノ議決ヲ經
タルモノト看做ス
本法施行前ニ爲シタル處分ニ對スル異議、訴願又ハ訴
訟ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第二 北海道地方費法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

北海道地方費法中改正法律案

北海道地方費法中左ノ通改正ス

第二條 北海道地方稅ニ關シテハ法律勅令ニ別段ノ
規定アル場合ヲ除クノ外府縣稅ニ關スル規定ヲ準用

第三條 段別割ハ地租ヲ賦課セサル土地ノ所有者ニ對
シテハ其ノ土地ノ民有ニ歸シタル年ノ翌年ヨリ二年
間之ニ賦課スルコトヲ得ス

第四條 削除

第七條 削除

第八條ノ二 北海道廳長官ハ北海道地方費ノ行政ヲ
擔任ス

第八條ノ三 府縣制第七十五條乃至第七十七條、第
八十條、第八十一條第八十八條乃至第一百一條、第
一百三條第二項、第一百十二條、第一百五十五條第二項乃
至第五項、第一百十六條第二項乃至第九項、第一百
七條乃至第一百二十六條第一百二十七條乃至第一百三
十條及第一百三十二條乃至第一百三十六條ノ規定ハ
之ヲ準用ス

第八條ノ四 第二條及前條ノ規定ニ依リ準用スル府
縣制ノ規定及府縣稅ニ關スル規定中郡島ノ官吏吏

員トアルハ北海道廳支廳ノ官吏吏員トシ町村、町村
會、町村長、町村吏員トアルハ北海道一級町村制及
北海道二級町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ戸長役
場ノ所轄區域、總代人會、戸長、戸長役場吏員トス
第十條及附則ヲ削ル

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附

從前ノ規定ニ依リ定メタル段別割ハ本法ニ依リ之ヲ定
メタルモノト看做ス
北海道會又ハ北海道參事會ノ議決ヲ要スル事項ニシテ
從前ノ規定ニ依リ北海道廳長官ノ爲シタルモノハ本法ニ
依リ北海道會又ハ北海道參事會ノ議決ヲ經タルモノ
ト看做ス
本法施行前ニ爲シタル處分ニ對スル異議、訴願又ハ訴訟
ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

(國務大臣床次竹二郎君登壇)

○國務大臣(床次竹二郎君) 只今議題ニナリマシタ
案ハ、共ニ昨年ノ議會ニ於キマシテ、本院ニ於テハ御協賛ヲ
得タモ、アリマス、北海道會法並北海道地方費法中改
正法律案ノ改正ノ主ナル點ヲ申上ダマスレバ、道會法ニ於
テハ選舉權被選舉權ノ擴張、道會ノ權限擴張及新夕ニ道參
事會ヲ設ケル事等ニゴザイマス、而シテ北海道ニ於テ特殊
ノ事情ニ依ルモノ、外ハ府縣制ニ準據スルコトニ致シ
マシタ、此改正ノ結果選舉有權者ノ數ハ、現行法ニ比シテ
約三倍ノ増加ト相成リマス、又地方費法ニ於キマシテハ今
日マデ極テ大綱ヲ規定シテアリマシテ、其他重要ナル事項
ハ地方費令及單行勅令ヲ以テ定メテゴザイマシタノ、此
度ハ之ヲ地方費法中ニ統一スルコトニ致シマシテ、大體府
縣制ノ規定ニ準據スルコトニ致シマシテ、大體府
ク此現在ノ北海道ニ於ケル制度ハ、明治三十四年ニ制定セ
ラレマシテ、爾來拓殖ノ進歩ト共ニ戸口ノ増加、生産ノ增
加、民度ノ發展、大ニ面目ヲ改メテ居ル次第ニゴザイマスル
デ、今日ノ時代ニ相當シテ選舉權ノ擴張ヲ致シ、其外制度
ノ改正ヲ致シマスコトハ、最モ適當ナリト考へマシタ次第ニ
ゴザイマス、市制中改正法律案ハ、是亦昨年市制中改正
法律案中ニ本案ト同様ノ規定ヲ置キマシタノアリマスル
ガ、北海道會法ガ貴族院ニ於テ審議未了ト相成リマス、
ガアル結果ヨリ致シマシテ、此規定ダケハ同院ニ於テ削除セ
是亦今日彼地ニ於ケル狀況カラ申シマスレバ、極テ適當ナ
ル事ト考へマスノデ御協賛ヲ願ヒマス(拍手起立)

○議長(奥繁三郎君) 質疑ノ通告ガアリマス、砂田君
(砂田重政君登壇)

○砂田重政君 本員ハ只今提案サレマシタル法律案中ニ
於ケル北海道地方費ニ關スル法律案ニ牽聯ヲ致シマシタ
事項ヲ、簡單ニ質問ヲ致シタイト思フシテアリマス、北海道
地方費ニ關スル法律ハ、地方ニ於ケル地方稅ニ依リテ北海
道ノ事業ノ開拓設計ヲ計畫サルベキ法律案アリマス、而
シテ殊ニ土木及勸業ニ付テノ最も重キヲ置カレタル法律案
デアリマシテ、北海道ニ於ケル地所ノ整理、或ハ耕地ノ開墾

ノ如キモ、多クハ此地方費ニ依リテ整理サレ、經營ヲサレテ
居ルノアリマス、本員ハ豫算委員會ニ於テ今日マデ北海
道ニ於ケル山林原野、或ハ畑地牧場等が政爭ノ具ニ供セラ
レ、殊ニ貴族院操縱ノ爲ニ使用サレテ居ルト云フが如キ噂
ヲ承ダマス、アリマス、拍手、茲ニ於テ豫算委員會ニ於テ北
海道長官ニ對シ、是等ノ山林原野等ノ拂下ヲ受ケタ人名
及其反別ヲ明ニ提示シテ戴キタイト云フ、事ヲ要求シタ
ム、アリマス、之ニ對シテ豫算總會終了ノ後アリマシタケレ
ドモ、政府ハ其中ノ畑地及牧場ニ對シテ拂下シタル部分ダ
ケハ之ヲ提供サレタノアリマス、併ナガラ吾ニ最モ大キナ
噂ヲ聞イテ居リマスル山林、或ハ林木ノ拂下ニ對シアハ、未
ダ何等ノ書類ノ御提供ヲ受ケテ居ラヌ、是ハ遠カラズ北海
道長官ニ於テ御提出下サルコトトヘ信ジテ居リマスガ、成ベ
テハ選舉權被選舉權ノ擴張、道會ノ權限擴張及新夕ニ道參
事會ヲ設ケル事等ニゴザイマス、而シテ北海道ニ於テ特殊
ノ事情ニ依ルモノ、外ハ府縣制ニ準據スルコトニ致シ
マシタ、此改正ノ結果選舉有權者ノ數ハ、現行法ニ比シテ
約三倍ノ増加ト相成リマス、又地方費法ニ於キマシテハ今
日マデ極テ大綱ヲ規定シテアリマシテ、其他重要ナル事項
ハ地方費令及單行勅令ヲ以テ定メテゴザイマシタノ、此
度ハ之ヲ地方費法中ニ統一スルコトニ致シマシテ、大體府
縣制ノ規定ニ準據スルコトニ致シマシテ、大體府
ク此現在ノ北海道ニ於ケル制度ハ、明治三十四年ニ制定セ
ラレマシテ、爾來拓殖ノ進歩ト共ニ戸口ノ増加、生産ノ増
加、民度ノ發展、大ニ面目ヲ改メテ居ル次第ニゴザイマスル
デ、今日ノ時代ニ相當シテ選舉權ノ擴張ヲ致シ、其外制度
ノ改正ヲ致シマスコトハ、最モ適當ナリト考へマシタ次第ニ
ゴザイマス、市制中改正法律案ハ、是亦昨年市制中改正
法律案中ニ本案ト同様ノ規定ヲ置キマシタノアリマスル
ガ、北海道會法ガ貴族院ニ於テ審議未了ト相成リマス、
ガアル結果ヨリ致シマシテ、此規定ダケハ同院ニ於テ削除セ
是亦今日彼地ニ於ケル狀況カラ申シマスレバ、極テ適當ナ
ル事ト考へマスノデ御協賛ヲ願ヒマス(拍手)

市島津久賢、大正八年二月二十四日ニハ東京市小川平
吉(拍手)大正十年四月二十七日ニ熊本縣細川謹立(拍
手)斯ウ云フ人ニ拂下ニナシテ居ル分ダ、殆ド此拂下中ニ於
ケル大キナ段別ヲ爲シテ居ルノアリマス、是ニ於テ私ノ同
ヒタイト思ヒマスルノハ、此細川護立ト云フ人ハ熊本縣ノ
人トナツテ居リマスルガ、候爵、細川謹立アリマスカ、小川
平吉ト云フ人ハ現ニ此政府ノ要路ニ立テ居ラレマスル國
勢院總裁、小川平吉君アリマスルカ、島津久賢ト言ハル
方ハ貴族院議員ノ公正會ニ居ラル、男爵ノ島津久賢ト
云フ人アリマスルカ(拍手)太秦ト云フ人ハ男爵トアリマ
スカラ、此人ニ間違ナイト思ヒマスルガ、名和長憲ト云フ人
モ矢張公正會ノ男爵ノ名和長憲君アリマスルカ、立花種忠ト云フ人
リマスル男爵ノ杉溪言長アリマスカ、立花種忠ト云フ人アリ
ハ研究會ニ席ヲ置イテ居リマスルカ、島津久賢ト言ハル
マスルカ、清棲家教ト云フ人モ研究會ニ席ヲ置カレタ、貴族
院議員伯爵ノ清棲家教ト云フ人アリマスルカ、東京府ノ
大木遠吉ト云フ人ハモ研究會ノ中堅ノ人アリ、現ニ司

カ(拍手)是等ノモノハ畠地若クハ放牧場——大木君ノ拂下ヲ受ケラレマシタル地所ハ大正十年三月二十四日、即チ

ト云フコトハ断ジテ無イトコト此演壇デ述ベラレタノ

デアリマス、此大木遠吉君が大正十年三月二十四日ニ北

海道ニ於テ莫大ナル放牧場ヲ御求メニナシタト云フコトハ

或ハ現ニ大臣ヲサレテ居ル此大木君ガ馬ヲ御買ヒニナシタ

ノデナイカト云フ疑ヲ懷イタノデアリマス(拍手)併ナグラ吾

吾ハ現ニ司法ノ要職ニ居ラレル大臣ヲシテ居ル人々、斯様

ナ政府ノ所有ニ屬スル——國ノ所有ニ屬スル地所ノ拂下ヲ

受ケラレルガ如キ、手疊ヲヤルヤウナ事ハ吾ミハ爲サルマイト

云フノデアリマス(「ヒヤー」拍手)故ニ先ツ北海道長官、若

クハ内務大臣ヨリ、此人ニハ只今私ノ疑ヲ懷キマシタ如キ

貴族院議員ニ屬スル人デアルカ、或ハ同名異人デ全ク違フ

人デアルカト云フコトヲ、此際明瞭ニ御答ヲ願ヒタイト思フ

ノデアリマス(拍手)此事ハ北海道地方費ノ中ニ於テ、北海

道ノ所有地ニ對スル開拓事業ハ大部分ハ此地方費ニ依ッ

テ爲サレテ居ルノデアリマス、然ルニ此地方費ニ依テ開拓

サレツ、アル地所ノ中ニ、斯ノ如キ大キナ地所——此地所

ノ總計ヲ合セマスルト約三四千町歩ニ亘ラテ居ルノデアリマ

ス、此多數ノ地所ヲ全ク開拓ヲスル事業家ニアラザル者ニ

拂下ダルト云フコトハ、吾ミハ洵ニ其間ニ疑ヲ懷カナケレバ

ナラヌ點デアル(拍手)故ニ此點ニ對シテハ吾ミハ是ハ願ク

ハ貴族院議員ノ斯様ナ人ミナイコトヲ希望スルノデアリ

マスルガ、政府ハ御調べノ結果ニ依テ此人ニハ貴族院議

員ノ只今伺ツタ人ミデアルカドウカト云フコトノ御答ヲ承

テ置キタイト思フノデアリマス(拍手起立)

(國務大臣床次竹二郎君登壇)

○國務大臣(床次竹二郎君)只今砂田君ノ御質問ノ

中、初ニアリマシタハ土地ノ拂下デ、森林ノ拂下ハナイト

仰シヤタノデアリマスカ、其答辯ガナイト云フノデスカ(砂田

重政君「林木ノ拂下森林ノ拂下ガナイ」ト呼フ)今長官ニ

質シテ見マシタガ、御要求ガ土地ノ拂下ノミト考ヘタ爲ニ

左様ナ御答ヲシタト云フコトデアリマス(「ノーノ」ト呼フ者

アリ)是ハ別ニ匿スコトデモ何デモナイコトデスカラ、ソレガ分

レバ更メテ差上ダルニニ何モ差支ナイコトデス、是ハサウ云

フ御尋ニアタスレバ、尙ホ調ベテ御答ヲスルト云フコトデ

アリマス、ソレカラ段々人名ヲ舉ゲテノ御尋デ、是ハ取調ベタ

上ニ御答ヲ致シマセウガ、併ナガラ元來北海道ノ土地拂下

ニ付テハソレト規定ガゴザイマスカラ、其規定ニ當嵌シテ願

書ヲ出シタモノニアツテ、相當ナリト審査スル時ニ於テハ、何

人タルヲ問ハズ拂下ダルノデアリマス(拍手)「ノウノ」ト呼フ

者アリ)而シテ若シ不都合ナ事ガアレバ取上ケル規定マデモ

ソレト附イテ居ルノデアリマスカラ、拂下ダル方カラ申セバ

人ノ何人タルハ問フコトハゴザイマセヌ、念ノ爲ニ此事ハ申

上ゲテ置キマス議員ノ何カ操縦ノ爲ニ拂下ダル如キ御言

葉ガアリマシタガ、私トシテハ左様ナ考ハ毛頭持チマセヌ、恐

ラク長官ニ於テモ其通りト考ヘラルガ(拍手)何カ確トシタ

證據ヲ舉ゲテ御話デモアレバ(「證據ハ今舉ゲタヂヤナイカ」

ト呼フ者アリ)其事ハ取調ベマセウ、左様ナ特ニ事實ヲ舉ゲ

テ御話ガアレバ(「併ナガラ今申ス如ク拂下ニハソレド」規

則ガアッテ、其規則ニ當嵌シタモノハ證議ヲシテ處置ヲスルノ

ト呼フ者アリ)其事ハ取調ベマセウ、左様ナ特ニ事實ヲ舉ゲ

五、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ニ致シマス

○岩崎勲君 本案ハ日程第一、政府提出北海道會法中

改正法律案外一件ノ委員ニ併セテ付託セラレンコトヲ望

ミマス

〔「贊成」下呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナシト認

メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第六、農會法案

ノ第一讀會ヲ開キマス

第六、農會法案(政府提出) 第一讀會

農會法案

第一條 農業ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 農會ハ法人トス

第三條 農會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 農業ノ指導獎勵ニ關スル施設

二 農業ニ從事スル者ノ福利增進ニ關スル施設

三 農業ニ關スル研究及調查

四 農業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲介

五 其ノ他農業ノ改良發達ヲ圖ルニ必要ナル事業

第六條 行政官廳ハ農會ニ對シ農業ニ關スル報告書

ノ提出及農業ニ關スル事項ノ調查ヲ命スルコトヲ得

第七條 政府ハ農會ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助

金ヲ交付スルコトヲ得

第八條 農會ハ町村農會、市農會、郡農會、道府縣農

會及帝國農會トス

第九條 農會ハ町村農會ニ在リテハ町村又ハ

町村組合、市農會ニ在リテハ市、郡農會ニ在リテハ郡

又ハ島司ヲ置キタル島嶼、道府縣農會ニ在リテハ道

府縣、帝國農會ニ在リテハ内地、區域ニ依ル

特別ノ事由アルトキハ農會ノ地區ハ前項ノ地域ヲ

トル農會ノ地區モ亦之ニ應シテ增減アリタルモノト

ス

第一項ノ區域ニ增減アリタルトキハ其ノ區域ヲ地區

トスル農會ノ地區モ亦之ニ應シテ增減アリタルモノト

ス

町村カ市ト爲リタルトキハ其ノ町村ノ區域ヲ地區トス

ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

北海道ノ區ヲ廢シテ市ヲ置カムトスルトキハ第三條ノ例

ニ依ル

○議長(奥繁三郎君) 此日程ニ對スル說明ハ第一、第二

ノ時ニ附加ヘテ内務大臣ヨリ既ニ説明サレマシタ、故ニ重

テテノ説明ハアリマセヌ、仍テ日程第五ニ移リマス、日程第

一 読會

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選

舉

ル町村農會ハ市農會ト爲リタルモノトス
第十條 農會ノ名稱ニハ町若ハ村農會、市農會、郡農

會、道、府若ハ縣農會又ハ帝國農會ナル文字ヲ用井ル
ヘシ但シ農會ノ地區カ町、村、市、郡、道、府又ハ縣ノ
區域ニ依ラサルトキハ其ノ名稱中ニ此等ノ區域ヲ示
スヘキ文字ヲ用井サルコトヲ得

本法ニ依リ設立シタル農會ニ非サレハ其ノ名稱中ニ
前項ニ掲タル文字ヲ用井ルコトヲ得ス

第十一條 農會ハ町村農會及市農會ニ在リテハ國、公
共團體及命令ヲ以テ規定シタル者ヲ除クノ外其ノ地
區内ノ耕地、牧場又ハ原野ヲ所有スル者及其ノ地區
内ニ於テ農業ヲ營ム者、郡農會ニ在リテハ其ノ地區
内ノ町村農會、道府縣農會ニ在リテハ其ノ地區内ノ
市農會、郡農會及郡農會ノ會員ニ非サル町村農會、
帝國農會ニ在リテハ道府縣農會ヲ以テ其ノ會員ト
ス

第十二條 農會ヲ設立セムトスルトキハ其ノ地區内ノ
會員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得
テ創立總會ヲ開キ會則ヲ議定シ行政官廳ノ認可ヲ
受クヘシ

町村農會及市農會ニ在リテハ前項ノ同意ヲ爲シタル
者ノ所有シ又ハ占有スル其ノ地區内ノ耕地、牧場及
原野ノ面積ハ私用ニ供スル其ノ地區内ノ耕地、牧場
及原野ノ面積ノ二分ノ一以上ナルコトヲ要ス但シ特
別ノ事由アル場合ニ於テハ此ノ條件ニ依ラサルコトヲ
得

第十三條 郡農會、道府縣農會又ハ帝國農會ヲ設立
セムトスルトキハ其ノ農會ノ會員タルヘキ農會ハ其ノ
總會ニ於テ創立委員各一人ヲ其ノ役員中ヨリ選任
スヘシ但シ道府縣農會ヲ設立スル場合ニ於テ郡農會
ノ會員ニ非サル町村農會カ選任スル創立委員ノ選出
ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十四條 町村農會及市農會ノ創立總會ニ於テハ其
ノ會員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ其ノ役員並其ノ
組織スヘキ農會ノ議員及豫備議員ト爲ルヘキ者ヲ、
其ノ他ノ農會ノ創立總會ニ於テハ其ノ創立委員中ヨ
リ其ノ役員並其ノ組織スヘキ農會ノ議員及豫備議
員ト爲ルヘキ者ヲ選任スヘシ但シ第二十七條第二項
但書及第三項ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス
第十五條 農會ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時成立ス
第十六條 農會成立シタルトキハ其ノ地區内ノ會員タ
ル資格ヲ有スル者ハ總會之ニ加入シタルモノト看做ス
但シ行政官廳カ特別ノ事由ニ依リ加入ノ必要ナシト
認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 農會ニ總會ヲ置ク

總會ハ町村農會及市農會ニ在リテハ會長副會長及
會員、其ノ他ノ農會ニ在リテハ會長副會長議員及特
別議員ヲ以テ之ヲ組織ス

郡農會、道府縣農會又ハ帝國農會ノ議員ハ其ノ農
會ノ會員タル農會ニ於テ各一人ヲ其ノ役員中ヨリ選
任スヘシ但シ郡農會ノ會員ニ非サル町村農會カ選任
スル議員ヲ選出ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

郡農會、道府縣農會及帝國農會ノ設立ノ場合ニ於
テハ創立委員其ノ農會ノ議員ト爲ル

第十八條 郡農會、道府縣農會又ハ帝國農會ノ會員
タル農會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫備議員各一人ヲ
其ノ役員中ヨリ選任スヘシ

豫備議員ハ議員事故アルトキハ之ヲ代理シ議員闕々
タルトキハ議員ト爲ル

前條第三項但書ノ規定ハ豫備議員ニ付之ヲ準用

第十九條 行政官廳ハ農業ニ關スル學識經驗アル者
ヲ郡農會、道府縣農會又ハ帝國農會ノ特別議員ニ
任命スルコトヲ得

特別議員ノ員數ハ議員定數ノ三分ノ一ヲ超ユルコト
ヲ得ス

第二十條 左ニ掲タル事項ハ總會ノ議決ヲ經ヘシ

一 收支豫算

二 經費ノ分賦收入方法

三 事業報告及收支決算

四 借入金

五 基本財產ノ造成、管理及處分

六 會則ノ變更

七 役員、議員及豫備議員ノ選任及解任

八 第十二條第一項、第二十四條第二項及第三十
五條ノ同意

前項第一號、第二號、第四號及第六號ニ掲タル事項
ノ決議ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效
力ヲ生セス

第二十一條 總會ハ會長之ヲ招集ス

前項第一號、第二號、第四號及第六號ニ掲タル事項
ノ決議ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效
力ヲ生セス

第二十二條 總會ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタ
クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十三條 總會ノ議事ハ本法ニ別段ノ規定アル場
合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同
意ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十四條 會則ノ變更ハ總會ニ於テ之ヲ組織スル
者半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之
ヲ議決ス

第二十五條 總會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ輕微ナル
モノニ付テハ會則ノ定ムル所ニ依リ書面ヲ以テ其ノ總
會ヲ組織スル者ノ意見ヲ徵シ總會ノ議決ニ代フルコ
トヲ得但シ町村農會及市農會ニ付テハ此ノ限ニ在ラ
ス

第二十六條 町村農會及市農會ハ命令ノ定ムル所ニ
依リ總代會ヲ置キ總會ニ代フルコトヲ得

總代會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ會員ノ選舉シタル總
代ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十七條 農會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人 評議員 數人

役員ハ町村農會及市農會ニ在リテハ會員中ヨリ、其
ノ他ノ農會ニ在リテハ議員及特別議員中ヨリ之ヲ選
任ス但シ會長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任ス

ルコトヲ妨ケズ

前項但書ノ規定ニ依ル選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受

得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタ
ル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

會長正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリ
タル後十四日以内ニ總會ヲ招集セサルトキハ請求者

ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ總會ヲ招集スルコト能ハサルトキ
ハ行政官廳ハ會員又ハ議員若ハ特別議員ヲ指定シ

第二十九條 總會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ臨時急
施ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノハ會長

之ヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認

ヲ求ムヘシ

第三十條 農會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ

對シ經費ヲ分賦シ及過怠金ヲ徵收スルコトヲ得

町村農會及市農會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ物件ヲ

以テ經費ノ負擔ヲ爲サシムルコトヲ得

町村農會及市農會ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者

アル場合ニ於テ其ノ會長ノ請求アルトキハ市町村ハ

市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ農會

ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

前項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村

其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次キ其ノ時效ニ

付テハ市町村稅ノ例ニ依ル

經費ノ分賦又ハ過怠金ノ徵收ニ關シテハ勅令ノ定ム

ル所ニ依リ異議ノ申立、訴願及行政訴訟ヲ爲スコト

ヲ得

第三十一條 農會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ使用料及

手數料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ使用料及手數料ノ徵收ニ關シテハ民事訴訟

第三十二條 行政官廳ハ農會ニ對シ會務ニ關スル報

告ヲ爲サシメ、會務執行又ハ財產ノ狀況ヲ檢查シ、會

則收支豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ命シ

其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ

第三十三條 農會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員タル農會ニ對シ農業ニ關スル事項ノ調査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十四條 行政官廳ハ農會ノ決議又ハ役員ノ行爲

カ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員若ハ特別議員ヲ解任シ、議員豫備議員若ハ總代ノ改選ヲ命シ、

農會ノ事業ヲ停止シ又ハ農會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第三十五條 農會解散又ハ合併ヲ爲サムトスルトキハ其ノ會員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得、道府縣農會ニ在リテハ尚其ノ會員タル郡農會及市農會ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得且合併ノ場合ニ於テハ會則ヲ議定シ

農會分割ヲ爲サムトスルトキハ前項ノ規定ニ準スル同

意ノ外分割ノ各農會ノ會員又ハ會員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得農會ノ權利義務ノ

限度ヲ定メ且會則ヲ豫定シ事由ヲ具シ行政官廳ノ

認可ヲ受クヘシ

第十二條 第二項、第十三條乃至第十五條及第十七條第四項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 合併後存續スル農會又ハ合併ニ因リテ設立シタル農會ハ合併ニ因リテ消滅シタル農會ノ權利義務ヲ承繼ス

分割ニ因リテ設立シタル農會ハ前條ノ規定ニ依リテ定リタル限度ニ於テ從前ノ農會ノ權利義務ヲ承繼ス

第三十七條 農會ハ解散ノ後ト雖清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

第三十八條 農會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ其ノ清算人トス但シ會則ニ別段ノ規定アルトキ又ハ總會ニ於テ選任シタル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ清算人タル者ナキトキハ行政官廳清算人ヲ選任ス清算人闕ケタルトキ亦同シ

第三十九條 清算人ハ農會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必

要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第四十條 行政官廳必要ト認ムルトキハ清算方法及財產處分ニ付テハ行政官廳ノ認可ヲ受

クヘシ

第四十一條 本法ニ於テ市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトシ郡トアルハ北海道ニ在リテハ北海道廳支廳長管轄區域トス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治三十二年法律第百三號農會法ハ之ヲ廢止ス

明治三十二年法律第百三號農會法ニ依リ設立シ本法

施行ノ際現ニ存スル農會ハ之ヲ本法ニ依リ設立シタル

モノト看做ス

本法施行ノ際現ニ前項ノ農會ノ役員、議員、豫備議員

又ハ特別議員ノ職ニ在ル者ハ其ノ任期中仍其ノ職ニ在ルモノトス

〔國務大臣男爵山本達雄君登壇〕

○國務大臣(男爵山本達雄君) 農會ノ我國農業界ニ於

ケル重要ナル事ハ申上ゲル迄モナイニアリマス、而シテ將

來ヲ考ヘマスノニ、時勢ノ推移ハ農業ノ發達ヲ一ニ政府ノ

勸業行政ニ依リシムルヲ許サレナイヤウナルコトニ相成リマ

シタ、農業者ノ自治的發達ニ俟ツ所ノ益、大ナラントスル傾

向デアリマス、殊ニ此食料問題、農村社會問題等我國ノ最

も重要な問題ニ關シマシテ、今後農會ノ活動ヲ要スルモ

ノガ、益緊切ナルニ至。ダノテアリマス、然ルノニ此現行農

會法ハ明治三十一年ノ制定ニ係リマシテ、既ニ二十有餘

年ヲ經過シテ居リマス、時勢ノ進運ニ伴フコト能ハズ、運用

上不便少カラヌノアリマス、政府ハ年來此農會ノ現狀ヲ

調べ、更正ヲ——更新スペキ其要項ヲ詳カニスル爲ニ慎重

ニ調査ヲ致シマシテ、茲ニ本案ヲ提出致シマシタル所以デア

リマス、而シテ其要項ノ大略ヲ申上げマスルト、從來重要事

項ヲ命令ニ讓テアリマスルモノガ甚ダ多イノアリマスカラシテ、此度新ニ農會法ト云フモノヲ制定スルコトニ致シマシタ、ソレカラ公法人タルコトヲ明ニスル爲ニ左ノ條項ヲ設ケタノニアリマス、第一ニ農業ノ指導獎勵ニ關スル施設第二ニ農業ニ從事スル者ノ福利增進ニ關スル施設、第三農業ニ又ハ總會ニ於テ選任シタル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

裁、其他農事ノ改良發達ヲ圖ルニ重要ナル事業尙未農業者ノ多年ノ此要望アリマスル左ノ二項ヲ制定スルコト、致シマシタ、即チ市町村農會ヲシテ滯納經費ノ強制徵收ヲ、市町村長ニ請求スルヲ得セシムルト云フコトデアリマス、又市町村農會ニアリテ會員ヨリ選任致シマシタル此總代會ヲ以テ總會ニ代ヘルコト、致シマシタ、ソレカラ補助金ハ三十二年以來十五万圓ヲ限度ト致シテ居リマシタグ、此度ハ市町村農會ニアリテ會員ヨリ選任致シマシタル此總代會ヲ以テ總會ニ代ヘルコト、致シマシタ、ソレカラ補助金ハ三十二年以來十五万圓ヲ限度ト致シテ居リマシタグ、此度ハ市町村農會ニアリテ會員ヨリ選任致シマシタル此豫算ノ範圍内ニ於テ交付シ得ルコト、改メマシタノニアリマス、其他現行法令ノ規定ヲ、必要ニ應ジテ相當變更スル規定ヲ設ケタノニアリマス、從來ノ農會法ニ依リテ設立シタル現存農會ハ、新法ニ依リテ設立シタルモノト見做スコトニ致シタル次第アリマス、何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ望ム(マス(拍手起立))

○議長(與繁三郎君) 日程第七右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ニ供シマス

第八 朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正

法律案(政府提出) 第一讀會

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

朝鮮醫院濟生院特別會計法中左ノ通改正ス

〔友常穀三郎君登壇〕

○友常穀三郎君　酒造稅法中改正法律案ノ委員會ノ經
過竝ニ結果ヲ簡單ニ御報告申上げマス、此改正ノ要旨ハ、
清酒ハ是迄滓引並ニ貯藏減ニ對シマシテ、百分ノ五ノ所ヲ、
改正案ニ於テハ百分ノ七十致シマシテ、味淋ハ是迄百分ノ
二ノ所ヲ百分ノ三ト致シ、燒酎ハ百分ノ一ノ所ヲ百分ノ二
ノ控除ヲ爲スト云フガ、是ガ改正案ノ要旨ニアリマス、然ル
所此清酒竝ニ味淋ニ於テハ、何等ノ異議ガアリマセヌデシ
タガ、燒酒ニ對シマシテハ、此滓引並ニ貯藏減ニ於キマシテ、
政友會ノ日野君カラ希望ガアリマシテ、即チ是迄實驗ノ結
果燒酎ハ滓引並ニ柏減ニ於テ百分ノ六内外ノ減リカアル
ト云フコトヲ申サレマシタ、仍テ政府ニ於テ此際少クモ味
淋ニ對スル控除分量ノ如ク、即チ三分ノ控除減ニシテ貴ヒ
タイト云フコトデゴザイマシタガ、政府ニ於キマシテハ、是ハ
二箇年餘ニ及ル實地調査ノ結果、斯ノ如ク定メタ法案ナル
ガ故ニ、此原案ヲ主張サレタ次第アリマス、日野君ニ於キ
マシテハ、希望條件トシマシテ、即チ燒酎製造所ニ於キマシ
テモ、尙ホ一層ノ研究ヲシ、政府ニ於キマシテモ嚴密ナル調
査ヲ重ネテ若シ果シテ二分以上ノ滓引並ニ柏減ガアッタナ
ラバ、之ニ對シテ相當ノ考慮ヲ爲スト云フ希望條件ノ下ニ、
討論ノ結果、満場一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタ、此段
御報告申上げマス（拍手起ル）堵是ヨリ織物消費稅法中
改正法律案ノ委員會ノ經過並結果ヲ極メテ簡單ニ申上
ゲマス本案ノ改正ノ要旨ハ、織物消費稅徵收事務ノ補助ヲ
爲ス織物組合ニ對スル交付率ヲ、現行法ニ於テハ法律ヲ以
テ制定致シマシタモノヲ、命令即チ勅令ヲ以テ之ヲ規定
スルト云フノガデス、改正法ノ要旨デゴザイマスデス、而
シテ現行法ノ率ハ、課稅價格ノ千分ノ一ノ交付ニアリマシ
タデゴザイマス、然ルニ其命令即チ勅令ノ內容ハ、課稅價格
ノ萬分ノ八、而シテ其取扱點數每五百點ニ對シマシテ、一
圓ニ相當スル所ノ交付金ヲ交付スルト云フノガ、即チ勅令
ノ内容デゴザイマスデス、此每五百點ニ對シ一圓ノ交付金
ヲ爲スト云フ此理由ハ、是迄價格少キモノハ、即チ木綿等
ノ如キモノハ、點數ヲ多クシテ、實ニ組合ニ於キマシテハ繁
雜ヲ極メ、隨テ費用ノ巨額ヲ要シ、加フルニ價格が少ナキガ
故ニ、組合ノ費用ヲ辨ブルコトが出來ナイト云フコトデゴザ
イマシテ、是ハ是迄請願或ハ建議案等ニ於テ現ハレタ次第
デゴザイマシテ、政府ニ於テ之ヲ考慮シテ、每五百點ニ對シ
マシテ、一圓ニ相當スル所ノ交付金ヲ交付スルト云フ次第
デアリマス、此委員會ニ於キマシテ一二三ノ質問應答ヲ、諸君
ノ参考ニナルヘキコトヲ御報告申上げタイト思フ、憲政會ノ
飯塚君ハ、織物ノ根本義ヨリ議論ヲ出發致サレマシテ、即
チ織物ノ定義ニ論及致サレマシタ、今日政府ニ於テ織物ト

賣スルモノハ如何ナリ物ヲ以テ織物ト爲スカト云フ、此定義ヲ質問ニナリマシタデゴザイマシタ、先づ近イ例ヲ取リマスト格ヲ十圓ト致シマスト云フト、之ニ染色加工ヲ施シ、或ハ刺ラバ、或ハ友禪トナリ、或ハ其他ノ品物ニ變シテ參リマスガ、是ハ價格ガ七八十圓若クハ百圓以上ノ價格ニモナリマスデスガ、然ルニ政府ノ引取價格、即チ當初ノ查定價格、即チ十圓ニ相當スル稅金ヲ今日取シテ居ル次第ニアシテ、即チ織物ノ消費稅ニ對シテ徵收スル所ノ稅金ニ不公平ガアル、此際政府ニ於テ根本的改良ヲ爲シ、即チ稅金取立法ニ於テ、改正ヲスル意思ガアルヤ否ヤト云フコトヲ、憲政會ノ飯塚君ヨリ御質問ガアリマシタ、政府委員ノ御答辯ハ、飯塚君ハ其道ノ達人デアル、且ツ其道ニ於テハ色々研究ヲナシテ、即チ私ガ飯塚君ニ對シ御答辯ヲ致スノハ、恰モ釋迦ニ說法ヲ爲スガ如キ感ガアルト云フ前提ノ下ニ、獨り織物ノミナラズ、色トナ物件ニ於テモ、斯ノ如キ不完全ト認ムル所ノ憾ガアル、稅率ガアリマスガ、是ハ此白縮緬ニ對シテ稅金ヲ取立テ、或ハ友禪ト姿ガ變シタカラシテ、是モ價格ガ違フカラ、稅金ヲ取立テル、或ハ之ニ對シテ刺繡ヲ施ス、是ニモ價格ガ違フカラ特別ノ稅ヲ取ルト云フガ如キコトデハ、稅金徵收ノ方法繁雜ヲ極メテ、實際ニ於テ行フベカラザルコトデアルカラシテ、是ハ今日ノ場合、何分出來難イノデアル、併ナガラ財政經濟調査會ト云フモノ、設立ニナリマシテ、其會ニ於キマシテ、專ラ斯ノ如キ不完全ナリト認ムル所ノモノニ對シ、熱心ニ調查致シテ居リマスカラ、最モノ如ク致ス時ニハ、議會ノ權能ヲ縮少致スヤウナ憾ガアル、クガ如キヤウニ取計フコトヲ期待シテ居ルト云フ答辯デオサイマシタ、政友會ノ竹上君ハ、勅令ヲ以テ交附金ノ率ヲ定期ムルト云フコトハ、是マデ法律ヲ以テ制定シタ所ノモノヲ斯近キ將來ニ於テ、具體的ノ案ヲ備へテ、諸君ノ御満足ノ行ク、如キヤウニ取計フコトヲ期待シテ居ルト云フ答辯デオサイマシタ、政友會ノ竹上君ハ、勅令ヲ以テ交附金ノ率ヲ定期ムルト云フコトハ、是マデ法律ヲ以テ制定シタ所ノモノヲ斯合ニ或ル所ニ於キマシテハ、ソレデハ組合ノ費用ガ取レナイデモアル、要スルニ法 律ヲ勅令ニ改正スルコトハ、行政上ノ繁雜ヲ避け、即チ緩急其度ニ應ジテ行政上ノ處分ヲ行フ、近キ例ヲ舉ダマスト云フト、織物組合ニ於キマシテハ、一定ノ法律ヲ以テ千分ノ一ナラバ一ト決メテ居リマスガ、或ル場合ニ或ル所ニ於キマシテハ、ソレデハ組合ノ費用ガ取レナイ而已ナラズ、稅金ノ徵收ノ機關トシテ活動スルコトガ不可能アルガ故ニ、斯ノ如キ場合ニ於キマシテハ、行政上ノ手心ヲ以テ臨機應變ノ處置ガ出來ルカラ、政府ニ於テモ亦民間ニ於テモ、非常ナル便宜ト考ヘルガ故ニ、勅令ヲ以テ規定ス

ル次第アアルト云フコトニ辯明ガゴザイマシタ、尙ホ政友會ノ竹上君ノ發議ニ依リマシテ、勅令ノ内容ヲ改メマシテ、交付金ハ現行ノ如ク千分ノ一、即チ勅令ノ内容ハ万分ノ八デゴザイマスガ、現今ノ如ク千分ノ一ト致シ、加フルニ勅令ノ内容ノ如キ毎五百點ニ對シマシテ、一圓ノ交付、金ヲ交付スルト云フコトヲ發議致サレマシタ、幸ニ政府ニ於キマシテモ之ニ對シテ同意ヲ表セラレマシテ、此勅令ノ内容ハ毎五百點ニ對シ一圓ニ相當スル交付金ヲ交付シ、併セテ今日マデ行ヒシ如ク千分ノ一ニスルト云フ此條件ヲ以チマシテ、原案ヲ賛成致サレタ次第デゴザイマス、尙ホ憲政會ノ津原君ヨリ政府ニ對シテ質問ガゴザイマシタ、ソレハ十一年度ノ豫算ニ依リマスト云フト、織物消費稅ハ増額ニナシテ居リマス、即チ一千萬圓内外ノ増額ニナシテ居リマスガ、是ハ査定價格ヲ引上ゲルカ、若クハ稅率ヲ引上ゲルコトガ有ルカ無イカト云フコトヲ念ラ押サレタノデアリマス、然ル所政府ニ於キマシテハ、稅率ヲ上げ或ハ査定價格ヲ上ゲルト云フ如キコトハ斷然無イト云フコトヲ明言致サレマシタ、討論ノ結果、之ヲ起立ニ問ヒマシタ所ガ、滿場一致ヲ以テ原案ヲ賛成致サレマシタ次第ゴザイマス、此段御報告致シマス(拍手)○議長(奥繁三郎君) 右兩案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤ

酒造稅法中改正法律案 織物消費稅法中改正法律案

（奥繁三郎君） 第二讀會ヲ開クニ御異議ナシト認
ムテ 第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
鷹君 日程第十五及第十六ノ兩案ヲ一括シテ直
ち讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告
の確定アランコトヲ望ミマス
（奥繁三郎君） 岩崎君ノ勧議ニ御異議アリマセヌ

○議長（奥繁三郎君） 第二讀會ヲ開クニ御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
○岩崎勲君　　日程第十五及第十六ノ兩案ヲ一括シテ直ニ其第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定アランコトヲ望ミマス
○議長（奥繁三郎君） 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
カ

〔「異議ナシト呼フ者アリ」〕

○議長（奥繁三郎君） 異議ナシト認メマス、仍テ日程第十五第十六兩案ノ一讀會ヲ開キマス

酒造稅法中改正法律案 第二讀會(確定議
織物消費稅法中改正法律案

「異議ナシ」
「異議ナシ」下乎フ者アリ

「異譯ナシ」異譯ナシ」「呑フ者アリ」

○議長(奥繁三郎君) 異議ナシト認メマス、

○譜長(與纂三劍君)異譜才以口譜之不

通可決確定致シマシタ(拍手)日程第十七、朝

道可沙研究到三一三外(指手)日程第十一屬

資金特別會計法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマ

資金特別會計法案ノ第一讀會ノ經手開キ

君缺席デゴザイマス、吉良君

君敏席元ニサヘテ不吉貞君

卷之三

卷之三

THE JOURNAL OF CLIMATE

中改正法律案 第二讀會（確定議）二六一

中改正法律案 第二讀會(研定議) 一六一

第十七 國有財產整理資金特別會計法案
(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 國有財產整理資金特別會計法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告告

候也

大正十一年二月十三日

國有財產整理資金特別會計法案委員長

衆議院議長奥繁三郎殿

櫻内 幸雄

〔吉良元夫君登壇〕

○吉良元夫君 只今上程致サレマシタ法案ノ委員長櫻

内君ガ本日ハ缺席サレマシタカラ、私ヨリ代テ委員會ノ經

過及結果ヲ御報告ヲ致シマス、委員會ヲ開キマシタルコト

三回デゴザイマシテ、此委員會ニ於ケル質問應答ハ、諸君ノ

御手許ニ廻ハサレテ居リマス所ノ筆記ニ詳シゴザイマスカ

テ、是ハ省キマス、而シテ國有財產整理資金特別會計法案

ナルモノハ、九箇條ヨリ成立テ居リマスルモノアリマスル

ガ、至極時宜ニ適シタモノデアリマシテ、又簡単明瞭ナモノ

デゴザイマスカラシテ、此案ニ付キマシテ、質問應答ヲ重ネマ

シタ中ニ、佐久間啓莊君及高木正年君ヨリ詳細ナル種々

ノ質問應答ハアリマシタケレドモガ、此法案自體ノ精神ニ向

テノ質問應答ト云フモノハ、更ニゴザイマヌ、又之ニ對シテ

少シモ異議ヲ挙ムコトハナインデアリマスソレヲ第三回ノ

委員會ヲ重ネマシテ、滿場一致ヲ以テ此法案ニ賛成フスル

コトニ可決致シマシタ、此段御報告申上げマス(拍手)

○議長(奥繁三郎君) 本案ノ第一讀會ヲ開クヤ否ヤヲ

御諮詢シマス

〔異議ナシ下呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 御異議ナイモノト認メマス、仍テ第

二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ

○岩崎勳君 直ニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省

略シテ、委員長報告通り可決確定アランコトヲ望ミマス

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナイト認

メマス、仍テ直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キマス

國有財產整理資金特別會計法案

第二讀會(確定讀)

〔異議ナシ下呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 異議ナシト認メマス、本案ハ委員

長報告通り可決確定致シマタ

○岩崎勳君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致

シマス、即チ茲ニ議長發議ニ關スル議員三木武吉君、議員

木檜三四郎君、並ニ議員中野寅吉君ノ懲罰事犯ヲ議題

トシ、懲罰委員長ノ報告ヲ求メ、且其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

〔贊成々々下呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセス

カ

〔異議ナシ下呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ日程

ハ變更サレマシタ、直ニ審議ニ移リマス懲罰事犯ノ議事ハ

祕密會アリマスカラシテ傍聴人ノ退場ヲ命ジマス

三木武吉君木檜三四郎君中野寅吉君懲罰事

犯ノ件

〔午後四時五十二分祕密會ニ入ル〕

○議長(奥繁三郎君) 只今懲罰事犯事件ノ祕密會議ノ

決議ニ基キマシテ茲ニ宣言致シマス、議員三木武吉君ニ對

シテ議院法第九十六條第一項第三號ニ依リ二週間ノ出

席ヲ停止ス、議員木檜三四郎君ニ對シ議院法第九十六條

第一項第三號ニ依リ十日間ノ出席ヲ停止ス、議員中野寅

吉君ニ對シ議院法第九十六條第一項第三號ニ依リ二週

間ノ出席ヲ停止ス

○岩崎勳君 残餘ノ日程ニ對シ延期ノ動議ヲ提出致シ

マス

〔贊成々々下呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナシト認

メマス、仍テ殘餘ノ日程ハ延期サレマシタ、本日ハ是ニテ散

會致シマス

午後六時三十八分散會

衆議院議事速記録第十一號中正誤

頁 一九七 段 上 行 誤 正

衆議院議事速記録第十二號中正誤

頁 二〇四 段 上 行 誤 正

上 二九 濱川上田市間 濱川上田間